

全日本陸上競技聯盟編

日本  
陸上  
競技  
規則  
解説



三省堂發行



始



特217  
43



陸上競技規則解説

全日本陸上競技聯盟編



東京・・大阪

## 緒言

競技規則の辭句の解釋が往々にして人によつて異なり、時には其の適用を誤るが如き事のあるのは實に残念な事であつた。

之等をよく調査するに、多くは規則の眞の精神を會得して居ない結果であつたのに顧みて、出来る丈多くの疑問や實例等を集めて、之を競技會司會者、審判員、競技者側の各方面より監察して、正しい解説と、重要な審判例等を示して誤審なきを期さうと云ふのが本書編纂の趣旨である。

何分最初の試みであり未だ痒い處まで手の届かない憾みはあるが之は年を逐ふて改良する考へである、之によつて多少たりとも規則解釋上の羅針盤となり得れば吾人の衷心満足する處である。

昭和四年四月

編纂委員

目次

第一章 競技會ノ組織

第一條 役員……………一  
第二條 審判長……………二  
第三條 監察員……………六  
第四條 記録員……………七  
第五條 召集員……………九  
第六條 通告員……………二  
第七條 新聞記者係……………二  
第八條 場内司令……………二  
第九條 決勝審判員……………三

第二章 競技ニ關スル一般規則

第十條 競歩審判員……………一五  
第十一條 計時員……………一七  
第十二條 出發合圖員……………三  
第十三條 跳擲審判員……………二七  
第十四條 總務員……………二九  
第十五條 參加資格及申込方法……………三一  
第十六條 豫選競技……………三三  
第十七條 競技者心得……………三四  
第十八條 服裝……………三六

第十九條 競技者ノ順序……………三六  
 第二十條 距離ノ測定……………三六  
 第二十一條 附添人及ビ手當……………三九  
 第二十二條 同成績者間ノ等級……………四〇  
 第二十三條 異議……………四三  
 第二十四條 日本記録……………四三  
 第二十五條 使用器具……………四六

第三章 競走

第二十六條 走圈及走路……………五〇  
 第二十七條 決勝線……………五三  
 第二十八條 百十米障碍競走……………五五  
 第二十九條 二百米障碍競走……………五六

第三十條 四百米障碍競走……………五七  
 第三十一條 リレー・レース……………五九  
 第三十二條 團體競走……………六二  
 第三十三條 斷郊競走……………六三  
 第三十四條 障碍物競走……………六四  
 第三十五條 マラソン競走……………六五

第四章 競歩

第三十六條 競歩ノ定義及ビ規則……………六六

第五章 跳躍競技

第三十七條 一般規則……………六七  
 第三十八條 走高跳……………六九

第三十九條 立高跳……………七五  
 第四十條 走幅跳……………七六  
 第四十一條 立幅跳……………七六  
 第四十二條 三段跳……………七六  
 第四十三條 棒高跳……………七九

第六章 投擲競技

第四十四條 一般規則……………八二  
 第四十五條 圓盤投……………八五  
 第四十六條 砲丸投……………八五  
 第四十七條 重錘投……………八七  
 第四十八條 鐵鎚投……………八七  
 第四十九條 槍投……………八八

第七章 混成競技

第五十條 五種競技……………九一  
 第五十一條 十種競技……………九二

第八章 雜種競技

第五十二條 綱引……………九六

第九章 公式器具明細

第五十三條 一般規則……………九九  
 第五十四條 障碍……………九九  
 第五十五條 「リレー・レース」用木管……………一〇〇  
 第五十六條 決勝審判臺……………一〇〇

第五十七條	跳躍用支柱、橫木、橫木止	.....	101
第五十八條	棒高跳用棒	.....	103
第五十九條	踏切板	.....	103
第六十條	槍	.....	103
第六十一條	重錘	.....	103
第六十二條	鐵槌	.....	104
第六十三條	砲丸	.....	105
第六十四條	圓盤	.....	105
<hr/>			
第六十五條	投擲用圈	.....	107
第六十六條	足留材	.....	107
第六十七條	鐵槌投用ノ圍障	.....	108
第六十八條	槍投踏切材	.....	109
第六十九條	投擲用角度標示及標示旗	.....	109
<hr/>			
第十章 一般競技者ト專業競技者			
第七十條	一般競技者	.....	110
第七十一條	專業競技者	.....	110
五種競技及ピ十種競技採點表	.....	.....	119
女子競技規則	.....	.....	123
附 錄	.....	.....	133

日本陸上競技公認記錄(昭和四年壹月現在)	.....	1
世界陸上競技公認記錄(昭和三年八月現在)	.....	5
競技規則索引	.....	9

本日陸上競技規則解説

第一章 競技會ノ組織

第一條 役員

審判長	一名	監察員	四名又ハ夫レ以上
召集員	一名又ハ夫レ以上	跳擲審判員	四名又ハ夫レ以上
跳擲記録員	二名又ハ夫レ以上	決勝審判員	六名又ハ夫レ以上
計時員	三名又ハ夫レ以上	出發合圖員	一名
競走記録員	一名又ハ夫レ以上	周回記録員	一名又ハ夫レ以上
計測員	一名	場内司令	一名又ハ夫レ以上
新聞記者係	一名	救護員	一名

通告員	一名 又ハ夫レ以上	總務員	二名 又ハ夫レ以上
競歩審判員	一名 又ハ夫レ以上	混成技記録員	一名 又ハ夫レ以上
途中審判員	三名 又ハ夫レ以上		

解説

左記の基準とせる人員は選手権大會の如き大規模の大會を標準としたものでなく、對抗競技などの如く小さい競技會を標準とした最少限度の役員の數である。必要に應じて増加することは差支ない。併し役員の數は出来るだけ少くすることがすべての點から好都合である。總花式に徒らに多數の役員を作る事はさけなければならない。

競技役員は適材を適所に配置し、選ばれたる各役員は公平無私に明快な判断をなし、競技會を圓滿に終了せしむる義務がある。

第二條 審判長

- ① 審判長ハ競技規則ノ嚴守サルベキ事ヲ監視シ、競技ノ進行中惹起セル總テノ問題ニ關シ、本規則ノ明文ニ依リ決定シ能ハザル總テノ疑義ヲ裁決ス。
- ② 審判員ニ於テ意見ノ一致セザル場合ハ其決定ハ審判長ノ裁斷ニヨルベシ。審判長ハ競技者ニ關シテ生ジタル總テノ異議並ニ抗議ヲ受理シ直チニ決定ヲ與フ可シ。其決定ハ絶対ニシテ再抗議ヲ許サズ。競走ノ豫選競技ノ場合ニ於テ過失又ハ反則ニ關シテ異議ヲ生ジタル時、審判長ハ其過失ガ故意又ハ有責ノ不注意ニ依ルト認ムル時ハ、之ヲ侵シタル競技者ヲ失格セシムルコトヲ得、而シテ被害競技者ヲ初メ屬シタル組ニ於ケルト全ク同様ニ次回ノ競技ニ参加セシムルコトヲ得。
- ③ 又決勝競技ニ於テハ失格者以外ノ特權ヲ與ヘラル、資格アリト認ムル競技者ヲシテ再競走ヲナサシムルコトヲ得。

解説

① 審判長は總ての役員の上に立つて規則の明文によつて決定し得ぬ疑義を裁決するものである。従つて規則に精通し、競技精神を遵奉し、熟慮斷行の人でなくてはならぬ。



② 競技中に惹起した問題に關して明文によつて明らかに解決せらるゝものは夫々その部署の役員によつて解決せらるゝ筈であるが、規則の明文によつても解決出来ぬ問題も屢起るものである。かゝる場合審判長の裁斷を俟つて解決せらるべきである。又時として或事項に關し役員間に意見の不一致を見た時も矢張り審判長の裁斷によつて決定せられる。そしてこの決定は最終のものであつて絶対に抗議する事が出来ない。

競技の豫選競技に於て、故意又は當然守らねばならぬ規則を不注意により犯した時、審判長はこの過失を犯した競技者を失格せしめることが出来る。そして被害競技者を初め屬したのと同様に次の競技に参加せしむることが出来る。例へば或る八百米競走の第一豫選で甲が乙を妨害したとする。その妨害が過失であると故意であるとは問はぬ。甲を失格せしめることも審判長の権能であり、又若し乙が妨害を受けなかつたとすれば當然第一豫選を通過出来ると認められたならば審判長は乙をして第二豫選に加はることを得さしむることが出来る。

③ 若し決勝に於てかゝる妨害が行はれたとする。審判長は再競走を命ずることが出来る。この場合妨害行爲のあつた者を失格せしめて後再競走の行はるべきこと及妨害行爲に關係のない者には再競

走を命ずべきでないことに注意しなければならぬ。例へば或る決勝競走に於て甲は鮮かに一着を占め、乙と丙との間に二等争ひが行はれつゝある時、乙が丁から妨害せられたとする。この場合先づ丁を失格せしめるは勿論甲の一着は此を認め乙と丙との間に再競走を命ずべきである。

對抗試合等でよく問題になる走者の接觸等も仲には故意の計畫的のものもないとは云はないが、多くは無意識的のもので餘り喧しく云ひ立てる可きでない。

一體日本では文句が多過ぎる。獨逸あたりでは多少衝突し様がりレー等で木管を落されやうが苦情を云ひ立てる者もないし、米國の室内競技會の競走の寫真を見ると大分押しあつて居る様だがあれでも文句はない様だ。無意識的の事を兎角云ふ弊は今後やめなければならぬと同時に、去年或試合で行はれた様な計畫的の妨害は審判員側で斷然たる處置をとらなければならぬ。當時除外に際して忠告がなかつたとて非難を聞いたが走者に注意を厚意的に與へる事は差支ないが除外に際して前以て忠告する必要は全然ない。

又誤つて内圏に踏み込んだ時はよく嚴重に處分して居る様だが、明かに誤ちである様な事が解つて居る時、例へばりレーで木管を内圏に落して捨ひに行つた時、長距離等で回數を誤つて競走を終

了したものと思つて内圏に入つたのを注意されて走り出した等と云ふ様な時は餘り嚴重な處分をする必要はない。

第三條 監察員

① 監察員ハ審判長ノ命ジタル職務ニ任ズルモノニシテ、競技者又ハ其他ノ人ニヨリテナサレタル過失、又ハ規則違反ヲ認メタルトキハ、其事件ニ付實見シタル所ヲ審判長ニ報告スベシ。

② 監察員ハ審判長ノ補助員ニシテ之ニ對シ報告ノ義務ヲ有スルモ自ら判定ヲ下ス何等ノ權能ヲ有セズ。

解説

- ① 第一に監察員が審判長の直屬であることに注意しなければならぬ。即ち審判長に命ぜらるゝまゝにあらゆる競技を監察し、そこに反則を認めたらば、審判長に見たまゝを報告するものである。
- ② 監察員は審判長の補助員であつて又審判長に實見したる所を報告するのみで自ら判定を下し得ない。

いのである。判定は報告によつて審判長が下すべきであることを忘れてはならぬ。

従來監察員は途中審判とさへ稱せられ、競走の中途、殊に曲走路の審判の如く考へられてゐたことがあるがそれは誤つた考へである。過失、規則違反は競走にのみ起るものでは決してない。跳擲競技にも起るものである。それ故競走技であらうと跳擲技であらうと、すべての競技に行はれた過失及反則、競技者であらうと役員であらうとすべての人によりてなされた過失及反則、これらを洩れなく審判長に報告するのが眞の監察員の任務であると解すべきである。

それ故往々にして重大な責任あるものであるから司會者側は人選上にも特に注意しなければならぬし、従來よく見かけた様に監察員は閑職であるからと呑氣にかまへる様な事なく常に注意を怠つてはならない。

障碍競走に於て障碍を倒した數を數へたりするのも亦本役員の任務である。

第四條 記録員

- ① 記録員ハ必要ニヨリ競走記録員一名、跳擲記録員二名、混成技記録員一名、周回記録員一

名又ハ夫レ以上ニ區分ス。

② 記録員ハ各競技ニ参加セル全競技者ノ氏名番號ヲ所持シ各競技開始前参加競技者ヲ點檢シ其ノ姓名ヲ讀ミ上グベシ。

③ 記録員ハ各競技ノ勝敗ノ順序、計時員ノ報告スル時間並ニ跳擲競技審判員ノ報告スル距離・高サ等ヲ記録スルモノトス。而シテ競技終了ノ上ハ直チニ其結果ヲ總務員ニ報告スベシ。

④ 周回記録員ハ數回ノ周回ヲ必要トスル競走競技ニ於テ各競技者ノ走り終レル回数ヲ記録シ、其先頭ノ競技者ガ最後ノ周回ニ入ラントスルトキ鐘又ハ其他ノ方法ニテ信號ヲ與フベシ。

解説

② 記録員は各競技者の氏名番號を全部所持して各競技開始前に其の出場競技者を點檢する要がある。

又記録員は各競走に於ける走者の走路の順位を競技前に決勝審判員に報告すべきである。

③ 昭和四年度の規則修正によつて競走、跳擲、混成技、周回の各々に分たれてその任務が劃然と區別された。即ち

競走記録員は決勝審判員の報告する各競技者の着順、計時員の報告する時間を記録する。

跳擲記録員は跳擲審判員の報告する各競技者の勝敗の順序、高さ、距離を記録する。

混成技記録員は混成競技に屬する各競技の成績を夫々競走跳擲記録員から受けて此を記録し、之に對する得點を計算するの任務を有す。

そして何れの記録員も競技終了の上はその記録の結果を總務員に報告しなければならぬ。

④ 周回記録員は數回の周回を要する競走に於て各競技者の走り終つた回數を記録する他、先頭走者が最終回に入る刹那、鐘その他の方法でこれを合圖するものである。

第五條 召集員

① 召集員ハ参加競技者ノ姓名及び其番號ヲ記入セル名簿ヲ所持シ、各競技開始ノ少クトモ五分前ニ加入競技者ニ競技ノ開始ヲ豫告ス可シ。

② 各競技者ノ出發線上ニ於ケル位置及競技ノ順序ハ抽籤ニヨリテ之ヲ定ムルモノトス。總テ競走競技ニ於テハ第一號ヲ抽キタル競技者ハ最モ内側ノ走路ヲ占メ第二號ハ之ニ次ギ以下順

二 次之ニ準ズルモノトス。

解説

①召集と云ふ役は多くの選手を扱ふ丈に仲々困難な役であつて競技會進行上一番大切な位置にあるから常に時間に注意して居なければならぬ。一方選手も自分の出る時間をよく知つて召集員を手間どらせない様にしなければならぬ。

少くとも競技開始の五分前に競技の開始を豫告すべしとあるが、通常我國では十分前にファースト・コール(第一の召集)、五分前にセコンド・コール(第二の召集)、開始前にラスト・コール(最終の召集)と三回の召集が行はれてゐる。そしてこの三回の召集に來ない者は棄權と見做して居る。

②出發線上の位置も召集員が抽籤によつて定める。籤は常に走者の數丈準備して置くがよい。尙從來は召集せられて來て居ても靴をはいて居なかつたり、ツボンをはいて居たりして役員が競技を命じても仲々急に間に合はない人が多いが、競技會の時間短縮は大に必要であるから召集された後は役員の合圖を待つて直ぐ競技出來る様にして置かなければならぬ。

第六條 通告員

二 ①通告員ハ各競技ノ成績ヲ記録員ヨリ受ケ音聲又ハ揭示板ニヨリテ公表ス。

解説

①通告員は聲の大きな、又よく通る人を選ばなければならない。併し次第に擴聲器等を應用する様になれば第一の資格は餘り必要でなくなる。

通告員は各競技の最後の結果をなるべく次の競技の始まらぬ前に報告するに止らず、出來得る限り各競技の進行中の狀勢をも通告した方がいゝと思ふ。とかく跳擲競技はその途中の形勢が觀覽席ではよくわからないため著しく興味を殺ぐことが多いものである。

第七條 新聞記者係

①新聞記者係ハ審判員召集員及記録員ヨリ各競技ノ參加者ノ氏名、入選者ノ氏名、豫選又ハ決勝ノ各成績ノ時間距離及高サ並ニ競技會ノ總テノ出來事ヲ時宜ニ應ジ新聞記者ニ通告スベシ。

解説

①新聞記者係は單なる勝者の姓名成績のみの報告に止らず、如何様に競技が行はれたかなどを詳細迅速に新聞記者に報告すべきである。何となれば記者は觀覽席にあつて跳擲競技など詳細に觀察出來ぬことがあり、かくては任務の遂行に支障を來すことがある。

新聞記者は其の競技會を社會へ發表報導の大切な機關であるから記者係は其の報告に當り充二分の注意を拂つて苟も間違ひなきを期さなければならぬ。

第八條 場内司令

①場内司令は場内全體ヲ整理スルノ全權ヲ有ス。場内司令ハ役員及其時ニ開始中ノ競技參加者以外ノ者ヲシテ場内ニ入ラシメ又ハ居殘ラシムベカラズ。

解説

①競技場内に多數の人々が雜然と入り込んでゐるといふことは單に競技が見難いばかりでなく、甚だ不秩序なもので競技會の氣分をダレさせるものである。場内司令はこの點に關し重い責任を有す

るもので常に無用の者を競技場内に居殘らしめぬやう心懸けねばならない。

又現在の様な觀覽席の具合では同時に觀衆の整理をも兼ねねばならぬ事が多い。

第九條 決勝審判員

①決勝審判員ハ決勝線ニ入りタル競技者ノ勝敗ノ順位ヲ決定ス。競技者ノ決勝線ニ入りタル順位ニ關シテ審判員ノ意見一致セザル場合ニハ多數決トス。

②競技者ノ勝敗ノ順位ニ關スル審判ノ制定ハ最終ニシテ抗議スルコトヲ許サズ。

③審判員は各自二人ノ競技者ヲ判定スルモノトス。例へば一人ガ一着ヲ他ノ一人ハ一着及二着、二着及三着、三着及四着以下之ニ準ズ。

④審判員ノ位置ハ決勝線ト同一線上ニシテ決勝柱ヨリ少クトモ二米ノ距離ニアルベシ。而シテ決勝線ヲ充分展望シ得ルタメ特ニ審判臺ノ設備ヲ要ス。

解説

①決勝審判員は競走技に於ける競技者の順位を決定する大切な役目を持つた役員である。運動精神

の上から云つてあり得べからざる事であるが、時たま見受ける紛擾の多くはこんな處から出るのであるから、役員たる者宜敷背景とする色彩の濃厚でない公明正大な而も明快な判断力を持つ人を探らねばならぬ。審判員は一生懸命に着順を見て居るが位置や其他の關係も手傳つて實際に於て意見の一致しない事が都度ある。この時は多数決によつて決定する。特に注意すべき事であるがそんな時にも餘り決定を長びかす事は誤解の原因となる。

② 斯うして決定した順位に對しては抗議をする事が許されない。審判員だつて神様でない以上たまには誤審があるかも知れない。けれどもそんな事がない様に斯くも多人数の役員を置いて公正を期するのであるから一度決定した以上抗議する事は出来ない。競技者にしろ觀衆にせよ一度信頼して依頼した役員に對し抗議する事は不穩當である、運動家精神に悖る事夥しい。又役員側にして見れば大切な審判上の事は一々嚴に審査、研究して決定すべきであつて苟しくも輕々な又は不公平な行動があつてはならぬ。

③ 一人の審査員が一人の競技者を見る時は往々にして間違ひが起り易い。例へば第一の審判員は甲を一着とし第二の審判員は甲を二着とし第三の審判員は丙を三着とする様な時に、甲と接戦して丙

より前に乙と云ふ競技者が居ても判定洩となる様な事があるから一人の競技者を二人で見るとする方が間違ひがない。之は一人の走者に二人の審判員を要すると云ふ意ではなく一人で一着二着、他の一人が二着三着と云ふ風に判定して行く様にすべきである。尙一着甲二着乙と云ふ様な各審判員の判定は紙に書いて審判主任に手交した方が間違ひがない。

④ 決勝線上の競技者の位置を判定する事は仲々至難であつて少しでもこの線外の位置から見ると眞の順位を決定する事は出来ないし、又走路の左で見て居ると右で見てゐると互ひに違つた觀測の出るものであるから、審判員は走路の兩側に約半數宛配分して誤審なきを期さねばならない。又餘り近くから見ると直ぐ眼の前を通る走者を看逃す事もあるから、審判員は決勝柱から少くとも二米離れた決勝線上の地點に審判臺を設けて之から充分觀察せねばならない。

### 第十條 競歩審判員

① 競歩審判員ニ限り競技者ノ歩法ノ合則ナリヤ、反則ナリヤヲ制定ス。コノ點ニ關スル同審判員ノ判定ハ最終ニシテ抗議スルコトヲ許サズ。

- ② 競歩審判員ハ反則ノ歩法ヲナス競技者ニ對シ直ニ注意ヲ與フベシ。再度反則ヲナセルトキハ、競技者ヲ除外スベシ。同審判員ハ競技ノ最終ノ四百米ノ歩程ニ於テ、反則ノ歩法ヲナセル競技者ヲ何時ニテモ且何等ノ注意ヲ與フルコトナクシテ直ニ除外スベシ。
- ③ 競歩審判員は必要ニ應ジテ補助員ヲ置キ、且ツ該補助員ニ適當ト認ムル任務ヲ命ズルコトヲ得。

解説

- ① 競歩審判員は一見容易の様であるが歩法の判定は仲々困難なものであつて、往々にして審判員の判定を不法として觀衆より騒がれる事がある。一體「走れる事」と「歩く事」の區別がむづかしい上に其の中間とも云ふべき走法さへ現はれて來て審判員の惱まされる事は大抵でない。それ故この審判員は歩法について充二分の研究と經驗のある人たる事を要す。
- ② 審判員は反則の歩法をする競技者に注意をする。其の方法は第卅六條にある様に白旗を振るのが一番よい。そして再び反則した者は除外す。この時は赤旗を振つて競技停止を命ずる。併し最後の四百米にて反則した時は直ちに除外される。

- ③ 競歩審判員は上述の如く六難かしい上決定權を持つて居る者故出来る丈一人でやつて手の届かない所を補助員に助けて貰ふ様にする方が便利である。

第十一條 計時員

- ① 各競技ニ付三名ノ計時員ヲ要ス。三名ノ計時員ハ同時ニ時間ヲ計測スベシ。
- ② 時間ノ計測ハ出發線ニ於ケル拳銃ノ閃光(又ハ發煙)ヲ以テ標準トス。
- ③ 若シ二個ノ時計ガ一致シ、一個ガ之ト異ルトキハ、一致セル二個ノ時計ノ示ス時間ヲ以テ正式ノ時間トス。
- ④ 若シ三個ノ時計ガ各々異ルトキハ中間ノ時計ノ示ス時間ヲ以テ正式ノ時間トス。
- ⑤ 若シ何等カノ理由ニ依リ二個ノ時計ノミガ時間ヲ示シ、而モ二個ガ一致セザル場合ニハ競技者ニトリテ不利益ナル時間ヲ以テ正式ノ時間トスベシ。
- ⑥ 電氣計時法ハ之ヲ禁ゼザルモ唯時計ニヨル計時法ノ補助トシテノミ認ム。電氣計時法ノミニ依ル時間ノ記載ハ之ヲ記録トシテ承認セズ。

⑦二百五十米及夫レ以下ノ距離ニ於テハ十分ノ一秒ヲ單位トシ、夫レ以上ノ距離ニ於テハ五分ノ一秒ヲ單位トスル時計ヲ用フベキモノトス。

解説

①各競技に就き三人の計時員を必要とする。そして之は決勝審判員同様走路の左右に分配すべきである。計時員は記録を決定する重大な標準となるもの故常に細心の注意を拂つてやらなければならない。

②計測は出發合圖員の發射する拳銃の閃光を標準にして龍頭を推すべきである。時計の持ち方は龍頭を母指の附根の處にあて文字板を上にして時計の下部へ人差指・中指・無名指等の中程をかけて用ひた方がよい。一端計時を開始したる以上時計は常に靜かに支持しなければならぬ。少しでも激しく動かせば僅少なりとも狂ひが出来るものである。

極く嚴密に云へば、計時は正確なクロノメーター(Chronometer)を使用するクロノグラフ(Chronograph)によらなければならないが、競技の計測に使用するものは通常懐中用ストップ・ウォッチ(Stop watch)である。

この時計にも大分種類があるが最も普通なものは五分の一又は十分の一秒まで測れるものであるが、特殊なものになると百分の一秒まで測れる様になつて居るものもある。一般の人は目盛の細かいもの程よい時計であると盲信されるが之は大きな間違ひである。時計の良否については一概に云へないが出来る丈信用ある會社の相當の價格のものを購入する要がある。

そして時計を撰ぶ場合は、

- (一)普通の懐中時計に特殊秒針を備へるもの、
- (二)特殊秒針の始動停止等は龍頭を押せばよいもの、
- (三)大きさは十八九形で厚みの相當あるもの、
- (四)若し懐中時計と併用のものがなかつたら針は動かすとも機械の常に動いて居るもの、等を條件にし度い。

尙斯うして立派な時計を撰んでも時計は狂ひ易いものであるし、純正に正確なものは仲々あるものでないから計時に先立つて上手な時計師等に命じクロノメーターと合せて誤差等をよく調べて置かねばならない。



又小競技會等でよく見かけるが各自持ちよりの時計等で計時されたのでは信用出来かねる。又計時員間でも決勝線を通過する時の判定等に關しても幾分の個人差(十分の一秒位)がある位だから御持參の時計で觀覽席から探つた時間で計時員の發表を云々されては可愛さうである。

③④は正式時間の決定方法であるが時計が凡て正確であり計時の方法が正しければ何個の時計を使用しても其の結果は合致しなければならぬものであるが實際に當つては決してさうは行かない。僅少なりと雖も時計の誤差、(之は計時者各個について夫れ丈差引く)各計時員の個人差があるから、仲々合致するものでない。それであるから計時主任が各計時員の結果を取纏める際には個人誤差、器械誤差等を修正した値によつて考へなければならぬし、餘り他の者と違つた結果を出す人は補助として取扱つた方がよい。

計時の方法は斯くもむづかしい上、記録構成上大切なものであるから今後の問題としては公認計時員を作る事であらう。

計時の結果は主任まで口で報告するよりも計時員主任が各計時員の計時された時計を見るか、或ひは其の結果を紙に書いて提出させた方がよい。

最高記録になる様な時は審判長の検査が必要であるからはずきりした主任の許可なしに針を元にもどしてはいけない。

さて競技會での計時は普通三名の計時員によりて行はれる。三個共其の結果が合へば文句はないが、一個丈が違つた時は其の時計の示す時間をとらない。又三個共違つた時間を示す様な時は中間のものを正式のものとしてとる。猶何かの理由で二個の時計しか時間が測れなく而も兩者が違つた時は遅い方の時間を採る。

時として時計の針が目盛の中間に止る事がある。例へば五分の一を單位とする時計で十一秒五分の一と五分の二の中間に止つた時、之を十分の三としてはならぬ。此の場合五分の二とするのが穩當である。

⑤日本では未だ行はれないが電氣計時法を行つてもよい事になつて居る。電氣計時法と云ふのは出發と同時に電流により時計が動き、決勝線を突破すると同時に又電流により時計が止つて計測が出来るもので正確に測れるが種々な不便も伴つて只今の處只參考として認められる丈で、夫れ丈の計時法では記録として承認されない。

⑦千九百廿四年巴里で國際聯盟の會議のあつた時、機械構造學的解釋から十分の一計時法が否決されたが廿八年のアムステルダム會議で其の後時計製造が發達して現在では十分の一秒にて計測した方がよいと云ふ事になつて再び二百五十米以下の競走で之を用ゐる事になつた。全日本陸上競技聯盟でも急に變へる事は或ひは困難だが十分の一秒の使用を認める事とした。實際に於て十分の一秒時計の使用を認めても百米競走に於ては漸く一米の差より區別する事が出来ない。然も吾人は眼によりて現らかに十纏の差は認め得るのであるから正確さが伴ひ得るなれば短かい距離に於ては更に細かい目盛の時計を使用したい。

二百五十米以上は五分の一秒を使用すべしと區別した理由は十分の一秒を使用すれば〇秒〇五以下の誤差の時計を使用しなければならぬし、そうなると一日に三秒の狂ひしか許せない。又五分の一秒の時計の使用をマラソン競走等に強ふれば一日一秒二以下の狂ひの時計しか使へず、實際に於いてそんな時計はメツクにない。従つて所要時間が短かければ狂ひが少いから、短かい距離程細い目盛の時計の使用を許されるのである。

又一方に於て百米に於いて十分の一秒まで測れば一米の差まで現はせる、つまり全距離の百分の

一まで出る。千米に於いて五分の一秒まで計れば約一米三〇の差が解る、而して之は全距離の千分の一・三に當るし、一萬米にして見れば五五纏まで解り、之は全距離の約二萬分の一に當るのだから誤差學の上から云つても當然な表し方で餘り詳しい方が却つて不正確さを増すものとも云へる。それ故マラソン競走等の計時は五分の一秒を使用しない方がよい。

## 第十二條 出發合圖員

①出發合圖員ハ出發線ニ於ケル競技者ニ對シ全權ヲ有シ、競技者ガ出發ノ合圖前出發線ヲ超ヘタルヤ否ヤヲ決定スル唯一ノ判定者ナリ。

②出發合圖員ハ決勝線ニ於ケル審判員ヨリ萬事差支ヘナシトノ合圖ヲ受クルヤ競技者ヲシテソノ出發線ニ着カシムベシ。而シテ、

「位置ニ就イテ」次ニ「用意」ナル語ヲ用ヒテ出發ノ用意ヲナサシメ然ル後、約二秒ノ間隔ヲ置キテ出發合圖ノ拳銃ヲ發射ス。

總テノ競走競技ノ出發合圖ハ拳銃ヲ以テス。

③ 競技者ノ身體着衣其他何レノ部分ト雖モ出發合圖ヲ與フル以前ニ出發線ヨリ前ノ地表ニ觸レタルトキハ之ヲ反則ノ出發ト見做ス。

④ 各競技者ハ出發ニ際シ其身體ヲ前後ニ循環的動搖ヲナシ其隋勢ヲ利用シテ出發スルコトヲ得ズ。從テ拳銃ノ發射サルベキトキハ競技者ノ身體ハ静止ノ状態ニアラザルベカラズ。

⑤ 出發合圖員ガ出發合圖中競技者ノ一人ニ何等カノ注意ヲ與フル場合ニハ直ニ全競技者ニ起立ヲ促スベシ。

⑥ 出發合圖員ガ出發ニ反則アリト認ムルトキハ、第二ノ拳銃發射ニヨリテ競技者全體ヲ止メ之ヲ出發線ニ戻ラシメ改メテ出發セシムベシ。

⑦ 五種競技及十種競技ノ一部タル、百、二百、四百米競走及百十米障礙競走以外ノ競走ニ於テ出發合圖員ハ反則二回ニ及ビタル走者又ハ之ヲ惹起セシメタル競技者ヲ該競技ヨリ除外スルコトヲ得。

⑧ 出發合圖員ハ總テノ不正出發アリタルトキ第二ノ發射ヲナシ得ル様空彈ヲ裝填シタル拳銃ヲ準備スベシ。

解説

① 不正出發か否かに對し出發合圖員が唯一の判定者であることに注意しなければならぬ。反則出發者等の除外も凡て出發合圖員が決定するのである上、短距離競走等に於ては役員の巧拙が競走に影響する處頗る大であるから敏覺、然も落ち付きのある者を選ばなければならぬ。

② 出發合圖員は決勝審判員から出發差支へなしと云ふ合圖(通常呼笛を用ふ)を受けてから初めて競技者を出發線につかしまべきである。

「用意」から拳銃の發射までの時間は約二秒とした事は其の間の時間を早めると連續的動作により、合圖より早めに飛び出す人があり勝であるのを防ぐためである。勿論出發合圖員は全走者を同時に出發せしむる様に努力するものであるから走者の氣合が合すれば二秒を待たずに發砲する事もある。又凡て出發合圖は拳銃でしないと都合が悪いから拳銃とする様明示してある。

③ 出發合圖を發する以前に走者の身體、着衣の何處かト出發線前の地表に觸れるれば反則と見做される。併しこの條文ではよしんば動作を起しても出發線前の地表にさへ觸れなければよい様に見えるが、勿論合圖前に動作を起す事はよくない。反射運動の心理的技巧と走法の技術よりして出發に

際し多少の差あるは免れ得ないが第一歩はさう差異のあるものではないし、合圖員も少し注意すれば直ぐ所謂「ヤマ」をかけた走者は解るものであるから、事前に知つて發砲を中止するか又發砲後でつた時は第二發目の發砲により競走の中止を命すべきである。

出發線は幅五種の線を石灰で劃かれてあるが普通この線は實線より内側(決勝線に近い方)に引いてあるから出發線上に手をのせてはいけない。

④ 循環的動搖による隋勢を利用するとは所謂ロツキングスタートある。出發合圖員は競技者が循環的動搖をなしつゝある場合出發の合圖を避けねばならぬ。すべて競走は競技者が全く靜止の状態にある時より初めて一定距離を走しるのを本體とするから靜止のとき合圖すべきである。

⑤ 又一競技者に注意を與ふる場合全競技者に起立を命することは頗る大切である。或る競技者に注意が與へられたので他の競技が緊張を弛めた瞬間拳銃が發射されたためその競技者は出遅れて甚しい不利を蒙つたといふ例もある。現に第七回オリンピックの百米決勝に於けるマーチソンなどその一例である。

⑥ 反則出發があつたと合圖員が認めた時は直ちに第二の發砲によつて競走の中止を命すべきであ

る。合圖員は常に拳銃に豫備の充彈を忘れてはならない。第二の發砲もなるべく早くした方が競技者に親切である。

⑦ 近年反則出發に對する取締が緩かになつた爲か反則者がメツキリ増加して來たのは慨歎に堪えぬ。規則の條文には「反則二回に及んだ者は除外する事を得」となつて居るが國際規則には「除名されるべし」とあり、除名するのが本體である。アムステルダムのオリムピックの女子百米競走の決勝に於てクツク(加)、シュミツド(獨)の兩女流競技者がこの反則出發で除名された事は未だ諸君の記憶の新たな事であらう。兎に角この規則は嚴重に尊奉すべきである。然らざれば正しく競走をやらんとする者の氣分を害する事甚だしいものがある。但し五種十種競技にありては其の性質上幾分寛大な罰則——全距離の百分の一の後退——を設けてある。

出發合圖員の位置は全競技者がよく見え、而も計時員からもよく見える所に立つ必要がある。又計時員から判然と其の位置の見得る様な服裝をすべきである。

### 第十三條 跳擲審判員

解説

- ① 跳擲審判員ハ競技開始以前ニ用具及器具ガ規則ニ適合スルヤ否ヤヲ調べ、且ツ競技ヲ遅滞ナク進行スルコトニ關シ責任ヲ有ス。
  - ② 跳擲審判員ハ距離又ハ高サニ依テ勝敗ヲ決スル總テノ競技ニ於テ各競技者ノ各試技ニ就キ計測シ、審判シ、且ツ記録スベシ。
  - ③ 各競技者ノ競技成績ニ關スル審判員ノ判定ハ最終ニシテ抗議スルコトヲ許サズ。
  - ④ 投擲競技ニ於テハ日本記録及世界記録ノ距離ヲ示スベキ適當ナル目標ヲ備フルモノトス。
- 審判員は競技開始以前に使用器具(例へば横木とか、圓盤等)が器具明細に示してある通りに出来て居るか如何かを調査する必要がある。又競技の進行に對しても責任があるから徒らに長びかす様な事のない様に取り締らなければならぬ。
- ② 競技者の各試技につき計測する様に規定してあるが必ずしも毎回しなくてもよい。例へば投擲技には競技者毎に旗等を立て、觀衆にも一目瞭然たらしめて置いて最後に計測するのも一法である。但し高跳の横木の高さの如きは一度測つたまゝに横木止をして置いても横木の戴せ方、又横木を代

- へた時は幾分狂つて來るし、棒高跳の様立木の位置を動かし得る様な時は測りなほさなければ正確な記録は得られない。
- ③ 決勝審判員が到着順に關して絶對權力あると同様跳擲技に關しては跳擲審判員の判定は最後のものであつて勿論抗議等は許されない。
  - ④ 競技開始に先だつて解り易くする爲に日本記録とか世界記録とかの位置には旗等の目標を立てるがよい。

第十四條 總務員

- ① 總務員ハ競技會ヲ完全ニ遂行スル爲ニ豫メ走圈及競技ニ使用スベキ各走路ノ距離並ニ投擲、跳躍ノ場所及各使用器具等ヲ詳細ニ調べ異狀ナキヤヲ確カメ置クベシ。
- ② 總務員ハ競技會進行上必要ナル凡テノ雜務ヲ處理スベシ。總務員ハ各競技終了ノ度ニ競技結果ノ記録ヲ記録員ヨリ集メ整理シ置ク可シ。
- ③ 總務員ハ凡テノ競技者ノ服裝ニ關シ見苦シカラザル様注意シ規律ノ亂レザル様取締ルベシ。

解説

- ① 総務員は競技會遂行に對する中心機關であるから競技會開催に經驗のある人を選ばなければならない。この中には準備委員の人に入つて貰はないと手違ひが起る事がある。役目としては走圈走路の距離を確め置く事、出發線決勝線を確め置く事跳擲競技場の状態等を調べ又使用器具も足りないものゝない様に又其の寸法等に關しては嚴重な檢査をして遲滞なく競技を遂行し得る様に準備して置かなければならない。競技會時間短縮に就いては本役員の努力に負ふ處が多い。
- ② 総務員は競技會進行上に必要な雜務例へば次の競技に必要な器具の手配、第二豫選の組合の揭示、競技成績の迅速な發表の監督、其の記録の整理、新記録等の出た時の保證書の署名、競技時間の決定等を處理しなければならない。尙斯く仕事が廣範に渡るから役目を夫れく分けて行つた方が都合がよい。
- ③ 総務員は又競技者の服裝等についても注意しなければならない。第十八條服裝規則に違反した競技者をよく注意すべきである。

第二章 競技ニ關スル一般規則

第十五條 參加資格及申込方法

- ① 各競技會ハ「一般競技者」ノミノ爲ニ開カルモノトス。一般競技者ノ解釋ハ全日本陸上競技聯盟一般競技者規定ニ據ルモノトス。
- ② 競技參加申込ニ當リテハ住所、姓名、年齢、職業、所屬團體等成ル可ク詳細ニ互リ記入ス可シ。

解説

- ① 本聯盟は一般競技者の爲に立てられた團體であるから本聯盟關係各團體の主催する競技會は一般競技者のみの爲に開かなければならない。一般競技者の定義は第七十條及び第七十一條の項を見て戴き廣し。
- ② 參加申込の方法は場合によつて違ふが、住所、姓名、年齢、職業、所屬團體等は必ず記入しなければならぬ。尙競技會司會者の立場から云へば申込書は一定して豫め印刷して之を配付し記入さ

すを便とす。別表の如きものを作り一種目につき一枚づゝ出させれば番組を製作するに當つて便利である。尙現在では一流競技會の多くは参加料をとつて居る。野次的又は幽靈申込をさけられるので都合がよい。金額は大抵入場料と同額である。

競技會申込書 (参考)

所屬團體 又ハ職業	現住所	生年月 年 月 日生	番號 *	姓名	競技 種目 (一種目ニツキ一枚ヅ)

\* 印ハ記入ニ及バズ

第十六條 豫選競技

- ① 参加者多數ニシテ直チニ満足ナル決勝競技ヲ決行シ得ザル時ハ豫選競技ヲ行フ。
- ② 豫選ノ組合セハ競技會準備委員ニ依ツテ編成サレ、第二豫選以下ハ決勝審判員ニ於テ之ヲ作成ス。
- ③ 如何ナル場合ト雖モ決勝競技ハ豫選競技終了後三十分以内ニ開始スルコトヲ得ズ。
- ④ 豫選競技ニ於テハ少ナクトモ第二着者迄次回ノ競技ニ参加シ得可キ資格ヲ與フ。
- ⑤ 決勝競技ハ少クトモ六人ノ競技ニヨツテ行ハル、モノトス。

解説

① 司會者は豫選をなるべく少くする様に心掛けなければいけない。四百米以下の競走では各自自身の走路を使用するから人数は制限されて来るが五千、一萬になつたら二列に並べても差支ないから競走不能でない限りなるべく豫選をさけたい。

② 豫選の組合せは準備委員が編成し第二豫選以後は決勝審判員が作成するのであるが、組合せに當

りて抽籤等にて決定する事もよく有る様だが之は却つて不公平をまねくものであつて、實力本位に同一所屬團體のものを一組に入れたい様に注意して編成した方がよい。最もこの間些の不公平な取扱ひや、色眼鏡をかける様な事があつてはならない事は勿論である。

⑤ 豫選と決勝との間の時間に制限を加えてあるが、現在本邦では第一豫選と第二豫選の間にもこの規定が適用されるかの如く考へて居る人があつて、之は間違ひであつて、豫選間の時間はもつとつめてもよい。米國あたりでは百米の第一豫選の次に第二豫選を持つて來て引續き競技する事さである位である。時間短縮の爲には幾分休養の時間が減つても仕方がないし、日本人も何時までも豫選決勝の間に二時間なければ休息出来ないと思ふ精神を捨て、之に堪える様に訓練しなければ世界の檜舞臺に雄飛は出来まい。

④ 豫選競走通過者を定めたものであつて、一等丈を次回の競走に出さず必ず一組から二人以上を次回に送る様に規定したものである。

### 第十七條 競技者心得

① 總テ競技者ハ「番組」ニ記載セラレタル番號ヲ競技中佩用スベシ。

② 他ノ競技者ト押合ヒ、走路ヲ横切り、或ハ如何ナル方法ニテモ故意ニ他ノ競技者ヲ妨害シ

又ハ明ニ勝利ヲ得ルノ目的ナクシテ競技ヲナス者ハ之ヲ除外ス。

#### 解説

① 番號票は近來各自持參の様な形式になつて了つたが體裁も悪く取扱ひにも不便であるから出来る丈司會者側に於て作つてやる必要がある。大きさは横二十縦十三纏位のもの胸部と背部に必ず付けなければならぬ。

② 他の走者を妨害する行動や又全く競技の神聖を冒瀆する様な走法を禁止したものであつて、云ふ迄もなく競技は正々堂々とやる可きものであるから之に反する様な行爲は大に排斥せねばならぬ。

尙對抗試合等にて同組から數人の競技者が出場した時、其の一人が他組の競技者を妨害した様な時は其組の全走者を除外すべきである。

又長い距離の競走で一週も他走者に遅れて自組の走者を助けて並走したり又一時歩いたり、途中で休んで居て自組の走者の大切な時走り出し並走するが如き事も禁ぜられてある。



第十八條 服 装

① 競技者ハ清潔ニシテ且ツ極端ニ競技者ノ身體ノ輪郭ヲ表ハサル様仕立ラレタル服装ヲナスベシ。又膝ヨリ十糎ノ所マデノ長サアル短袴ヲ着用セザルベカラズ。

解説

① 破れたり餘り汚いシャツを着たり、猿股のまゝ走圈に現れたり、其他餘り見苦しい服装はさけなければならぬ。又半裸體の様にえぐられたシャツ、股下のすけて見える様な薄い切地の短袴や又股下の短いもの等は禁ぜられてゐる。

第十九條 競技者ノ順序

① 競技會準備委員ハ競技参加者ノ競技順位ヲ定ム、而シテ番組中ノ各競技ノ組合セニ記載セル競技者ノ氏名ハコノ番號ノ順序ニヨル。

② 一人ノ競技者ガ同時ニ行ハル、競走並ニ跳躍技、投擲技ニ参加スル場合ニハ跳躍、投擲審

判員ハコノ競技者ヲシテ番組記載順ニヨラザル順序ニヨリ試技ヲ行フコトヲ認ムベシ。  
③ 走圈ニ於テ行ハルル各競技ニ於テハ、競技者は抽籤ニヨリテ出發走路ノ順位ヲ定ム。  
④ 抽籤ニヨリ第一番ヲ得タル者ハ最モ内側ニ、第二番ハ其次位ニ以下之ニ準ジテ並列スベシ。  
⑤ 三千米以上ノ競走ニシテ團體ヲ代表シテ競走スル場合ハ同一團體所屬ノ走者ハ並ニ整列ス可シ。

解説

① 参加競技者の競技順位は競技會準備委員の手にて抽籤して之を決定し、番組中にその順序により記載される。  
② 但し出場種目がかち合つた時は役員側では順序によらないで行ふ事を許す様にして居る。  
③ 對抗競技會等にては代表者のみ抽籤し、其の順序により兩團體交互に並ぶのが適例である。  
⑤ 學校或ひは府縣等の團體を代表して數人の選手が競走する時は同一團體所屬の選手は各團體毎に並べて出發させられる。多くの場合一番強いものを第一列にその次の者が第二番に以下その様にして並ぶ。

### 第二十條 距離ノ測定

- ① 距離ハ凡テ繩ヲ目盛ノ單位トセル鋼鐵製卷尺ヲ以テ測定セラルベシ。
- ② 投擲競技及ビ巾跳競技ニ於テ距離ヲ計測スルニハ卷尺ノ零ノ所ヲ投擲又ハ跳躍ノ痕跡ニ當テ、主任ノ審判員ガ投擲線又ハ踏切線ニ於ケル米及繩ヲ讀ミ、高踏競技ニ於テハ零ノ所ヲ地表ニ當テ、主任ノ審判員ガ横木ノ上部ニ於ケル米及繩ヲ讀ムモノトス。

#### 解説

① 距離の測定は凡て繩を目盛の單位とした鋼鐵製卷尺でされる。時折走巾跳等の記録に七米一二四と云つた様な耗まで示したものが見承けられるが正式な記録として認められるものは繩以下は切捨てられる。又例へば繩單位の卷尺で測つて六米八〇と八一の中間を示した様な場合は假令夫れが八一に近くても明らかに八一ないものは切捨て、八〇とすべきであつて、四捨五入してはならない。

② 鋼鐵製卷尺は讀み難いものであるから測定主任の役員はよく注意しないと飛でもない間違を生ずる。走巾跳とか三段跳の如く一回づゝ測定する様なものは七米とか十四米とか云つた處に毛糸でも

巻いて置いて讀み違ひのない様にする。又新記録の出た様な時は審判長聯盟立會人等に立合つて貰はなければならぬから痕跡をそれまで保存して置かなければならない。

### 第二十一條 附添人及ビ手當

- ① 何人ト雖モ其時實施中ノ競技ニ參加セザル者ハ附添人トシテ競技場ニ入ルコトヲ得ズ。
- ② 競技者ハ審判長又ハ審判員ノ許可ナクシテ競技中何人ヨリモ幫助又ハ飲食物ヲ受クルコトヲ得ズ。
- ③ 如何ナル場合ニテモ、十六軒以下ノ競走ニ於テハ競技者ニ幫助又ハ飲食物ヲ與フルコトヲ得ズ。

#### 解説

② 轉倒した様な時に他人に助け起して貰つたり、又十六軒以下の競走の途中にて飲食物を附添等より得る事は禁じられてある。

尙大競走等の場合は公認の休憩所等を設けて競技者にとらしむべき飲食物を準備し置き夫れ以外

の者からは一切飲食物をとる事を禁すべきである。

第二十二條 同成績者間ノ等級

- ① 高サ又ハ距離ノ計測ニヨリ勝敗ヲ決定スル競技ニ於テ同成績ノ競技者アリタル場合ニハ次ノ如ク等級ヲ定ム。
- ② 二人又ハソレ以上ノ競技者ガ走高跳、立高跳又ハ棒高跳ニ於テ同成績ナル場合ニハ同ジ高サニ於テ更ニ一回ノ追加試技ヲ行ハシム。若シコノ追加試技ニ依リテモ勝敗ノ決定セザルトキハ横木ヲ其前ニ跳ビタル高サニ下ゲ更ニ一回ノ追加試技ヲナサシム。斯ノ如クシテ勝敗ノ決スル迄横木ヲ上下ス。
- ③ 距離ノ計測ニヨリ勝敗ヲ決定スル競技ニ於テ同成績ノ競技者アリタル場合ニアリテハ更ニ一回ノ追加試技ヲナサシメ其結果ニヨリテ勝敗ヲ決定ス。
- ④ 如何ナル種類ノ競技タルヲ問ハズ同成績ノ場合ニ於テ行フ追加試技中ニ作ラレタル成績ハ唯單ニ同成績ノ競技者間ノ順位ヲ決定スルニ過ギズ。

- ⑤ 競走技ニ於テ同著者ヲ生ジタル場合ニハ審判長ノ命ジタル時日及場所ニ於テ再競走ヲナサザルベカラズ。
- ⑥ 但シ止ムヲ得ザル事情ニ依リ同成績者間ノ等及決定シ能ハザル時ハ特別ノ場合ニ限り審判長ノ許可ヲ得テ同成績ヲ認ムルコトヲ得。

解説

- ② 一米七五を跳び一米八〇で甲乙兩人が三回とも失敗したとすれば、兩人に更に一回其の高さを跳ばせる。
- ③ 其の時甲が跳び越し乙が失敗したとすれば甲の勝となる。但し其の記録は兩人共一米七五である。
- ④ その時甲乙共に失敗したとすれば役員は横木を一米七五まで低め更に一回宛跳ばせる。乙が跳んで甲が失敗すれば、乙を勝とする。
- ⑤ それでも兩人同成績である時は又横木を前の高さに高めて跳ばす、勝負が決まらなければ又低める。と云ふ風にして勝負がつくまで続ける。

- ④ 走巾跳とか圓盤投等で丙、丁が同成績の時は今一度兩人に跳ばせ又は投げさせる。例へば丙丁が走巾跳で六米五〇で同成績の場合更に兩人に一回宛跳ばせて見る。其の結果が丙が六米五八で丁が六米四〇だつたとすれば丙の勝になる。けれど兩人の記録は共に六米五〇である。
- ⑤ 競走の時は審判長の命じた時日及場所にて再競走をやる事になる。アムステルダムのおリムピツクの二百米競走で米國のショルツと獨逸のランメルスが三等で同着と云ふ事で再競走を命ぜられた。所がショルツが棄權した爲、三着ランメルス、四着ショルツとなつた。
- ⑥ 但し止むを得ない事情の時は審判長は同成績を認める事が出来る。

第二十三條 異議

- ① 競技開始以前又は競技開始中ハ口頭ヲ以テ異議ヲ申出ヅルコトヲ得。但シ其採用及審査ヲ受クルタメニハ正式ニ書面ヲ以テ審判長迄提出スベシ。

解説

- ① この異議と云ふのは抗議と異つて競技者資格に関する異議の事であるから誤解ない様にして欲し

い。異議は競技者の其の後の資格に關する事故、よく調査の上提出されたい。單なる風評等を問題にされては困る。

尙資格に對する平常の場合の疑問は直接本聯盟宛申出ありたい。又資格は或る反則行爲のあつた時、夫れが知れた時に褫奪されるもの故、甲の競技會に認められたから乙の方でも當然認むべきだと云ふ様な事は理由にならなう。

第二十四條 日本記録

- ① 日本記録ハ本聯盟ノ競技委員ヲ以テ組織スル記録審査委員會ニ於テノミ之ヲ認ムルコトヲ得。
- ② 記録ハ戶外ニ於テ作ラレ、競走競歩ニアリテハ少クトモ三名ノ正式ノ計時員ガ計時シ跳躍投擲競技ニアリテハ少クトモ三名ノ審判員ガ鋼鐵製ノ卷尺ヲ以テ計測シタルモノニ非ザレバ承認セズ。
- ③ 投擲競技ニ於テハ本聯盟ノ定メタル公式器具明細ニ合致セザル器具ヲ用ヒテ作りタル成績

ハ記録トシテ承認セズ。

④ 競技ガ正シク確定サレタル競技種目ニヨツテ行ハレ且ツ「ハンディキャップ」ノ有無ガ少クトモ競技會ノ一日前ニ發表セラレ競技者ノ氏名ト共ニ番組ニ公告記入セラレザル場合ノ成績ハ記録トシテ承認セズ。

⑤ 記録審査委員會ハ本聯盟ノ主催スル競技會以外ノ競技會ニ於テ作ラレタル記録ノ承認ヲ求メラレタル時ハ之ヲ審査ス。

⑥ 記録ノ承認ヲ求メントスルニハ競技會ノ少クトモ二週間以前ニ期日、場所、競技種目明記ノ上其旨本聯盟迄届出スベシ。

⑦ 同委員ハ少クトモ六名ノ該競技會役員ガ各項ニ就キ書面ヲ以テ保證スルニ非レバ該成績ヲ記録トシテ承認セザルノ專斷的權能ヲ有ス。

- 一、競技會名。
- 二、場所。
- 三、年月日、時刻。
- 四、天候。
- 五、走路又ハ内園ノ土質ノ状態。
- 六、風力及風向。
- 七、地表ノ水平又ハ傾斜。
- 八、用具ノ重量、容積及材料。
- 九、記載時間及距離ノ正確ナルコト。
- 十、該競技會ノ參加資格ハ一般

競技者ノミニシテ且ツ競技者資格ニ何等抵觸セザルコト。十一、本聯盟ノ適當ト認メタル者少クトモ三名以上立會ヒタルコト及其氏名。

⑧ 本聯盟ハ左ノ種目ニ就テノ其記録ヲ承認ス。

競走之部 百米、二百米、三百米、四百米、五百米、八百米、一公里、千五百米、二公里、

三公里、五公里、一萬米、一萬五公里、二萬米、二萬五公里、三萬米、一時間競走。

リレー競走之部 四百米、八百米、千六百米、三千二百米、六公里。

障碍競走之部 百十米、二百米、四百米。

競歩之部 三公里、五公里、一萬米、一萬五公里、二萬米、二萬五公里。

跳躍之部 走高跳、立高跳、棒高跳、走巾跳、立巾跳、三段跳。

投擲之部 圓盤投、砲丸投、(五・四四二呎、七・二五七呎)重錘投、鐵槌投、槍投。

混成競技之部 五種競技、十種競技。

解説

① 記録審査會は毎年一回十二月第二土曜日に開かれる事になつて居る。尙正式な手續を踏んで居な

今般本協會主權、七上二第、四第、東選
手權大會開權社可、候、就、新記録
出現、上、日本記録、上、承、相成、度、此、段
御願、核、也
一期、日、昭、和、四、年、四、月、二十、日、(二、期、至)
一、場、所、明、治、神、宮、外、苑、競、技、場
一、競、技、種、目
(競、走) 百、米、二、百、米、四、百、米、八、百、米、
千、五、百、米、五、千、米、一、万、米、三、千、米、
(障、物) 百、米、四、百、米、(跳、躍) 走、高、
走、中、棒、高、三、波、(投、擲) 擲、砲、丸、
田、盤、(軟、飛、球、或) 五、種、十、種、(競、歩)
五、千、米、(二、) 四、百、米、千、五、百、米
昭、和、四、年、三、月、三、日
主、權、東、京、陸、上、競、技、場
全、日、本、陸、上、競、技、協、會、主、權、三、般

記 録 保 護 書
陸上競走部
百十米陸上競走一五秒四
三本義雄
明治神宮外苑競技場
昭和二年五月十七日午後二時十分
一、天候、風力及風向、晴天、無風
一、競走、陸上、陸上、陸上、陸上
一、先路、又ハ内路ノ土質ノ状態、シムタートラック
一、地、表、ノ、状、態、水、平
一、走、路、ノ、計、測、百、十、米、正、確、ナリ
一、用、具、ノ、重、量、容、積、及、材、料、正、規、準、時、ノ、使、用
一、記、録、時、間、及、距離、ノ、計、測、法、又、テ、リ、ム、卷、尺、三、四、計、測、メ
一、競、技、者、ノ、身、高、及、年、令、素、人、競、技、者
一、全、日、本、陸、上、競、技、協、會、主、權、三、名、以、上、ノ、氏、名
直見三郎、坂東誠吾、加賀一郎
右ノ通り相違無之キコトヲ保證ス
昭和二年十月十七日
陸上競走部部長(六名以上)
藤見三郎
森田俊彦
坂東誠吾
波右衛門
佐藤傳助
加賀一郎

記 録 保 護 書
陸上競走部
百十米陸上競走一五秒四
三本義雄
明治神宮外苑競技場
昭和二年五月十七日午後二時十分
一、天候、風力及風向、晴天、無風
一、競走、陸上、陸上、陸上、陸上
一、先路、又ハ内路ノ土質ノ状態、シムタートラック
一、地、表、ノ、状、態、水、平
一、走、路、ノ、計、測、百、十、米、正、確、ナリ
一、用、具、ノ、重、量、容、積、及、材、料、正、規、準、時、ノ、使、用
一、記、録、時、間、及、距離、ノ、計、測、法、又、テ、リ、ム、卷、尺、三、四、計、測、メ
一、競、技、者、ノ、身、高、及、年、令、素、人、競、技、者
一、全、日、本、陸、上、競、技、協、會、主、權、三、名、以、上、ノ、氏、名
上田精一、平井武、野村平雨
右ノ通り相違無之キコトヲ保證ス
昭和二年五月一日
陸上競走部部長(六名以上)
伊藤三
長倉恒文
拓植尚秀
柴田勘一
波右衛門
田島堅吉



登録第一四九四六號

國際陸上競技聯盟登録手續中檢印

記録を公認され様と思ふ競技会でなくとも少くとも競技を行ふに際しては記録の正確を期する爲第九章の使用器具明細に照して使用器具の検査をしなければならぬ。

①器具の検査は遠からず行はれる事になつて居るが、假令檢印あるものと雖も競技會前準備委員の手によりて更に重量等を検査する必要がある。

い記録は假令どんなによい記録でも公認しない。

④聯盟にて検査済の器具でも實際使用にあたりて再び検査しなければならぬ。又記録作成後にも調査の要がある。

⑤⑥競技會の記録を公認されたい時は二週間前に聯盟本部へ届出立會人の派遣を乞はなければならぬ。尙競技場も臨時のものや、區劃の不完全な處で行はれるものは公認しない。専門技師の距離其の他に對する證明あり、聯盟競技委員會にて認められて居ない處での記録は他の條件がよくても公認されない。

### 第二十五條 使用器具

①總テ本聯盟主催ノ競技會若クハ、本聯盟認定ノ記録作成ヲ目的トスル競技會ニハ本聯盟公認ノ器具規定ニ合致セル器具ヲ使用セザルベカラズ。

(備考) 正式器具ハ本聯盟ノ刻印ヲ以テ標示スルモノトス。

解説

第三章 競 走

第二十六條 走 圈 及 走 路

- ① 走圈ハ其ノ内側ノ縁ヨリ三〇纏ノ地點ニ於テ計測セラル。
- ② 走圈ハ木、板、綱、セメント又ハ其他ノ物質ニテ造リタル縁ニヨリテ確然ト區劃スルヲ要ス。而シテ内側ノ縁ハ高サ五纏ヲ超ユベカラズ。
- ③ 最内側ノ走路ハ前記ノ方法ヲ以ツテ計測セラルベク次ノ走路ヨリハ各内側ヨリ二〇纏ノ所ニテ計測セラルベシ。
- ④ 競走ノ方向ハ常ニ走圈ノ内側境界線ヲ左側ニ見テ走ル様ニ行ハルベシ。
- ⑤ 四百米又ハ其以下ノ總テノ競走ニ於テハ各競技者ハ正確ニ計測セラレタル幅少クトモ一米二五ノ各自ノ走路ヲ走ルモノトス。各走路ハ幅五纏ノ石灰ノ線ヲ以テ端カラ端マデ區劃セラレベシ。
- ⑥ 走路ノ區劃セラレタル競走ニ於テハ、各競技者ハ出發線ヨリ決勝線ニ至ル迄各自定メラレ

- タル走路ヲ走ラザルベカラズ。
- ⑦ 各自ノ走路ガ一定セザル競走ニ於テ他人ヲ超走セントスル場合ニハ他ノ走者ヲ妨害セザル程度(約二米)ヲ先シタル場合ニノミ其走路ヲ變更スルコトヲ得。但シ最後ノ直線走路ニ於テハ前走者ヲ超走スル以外ノ目的ヲ以テ直走セザリシ場合ハ除外セラル、コトアル可シ。

解 說

①② 走圈は凡ての競走の距離の規準となるもの故正確に計測しなければならない。よい加減な走圈を素人で作り又は土工等にまかせて置いたものを正確と思はれては困る。又計算上では違算は無くとも實測して見ればよく間違ひあるものである。誤差があつても正確な實測の結果誤差を正せば實用上差支へない。けれど全日本陸上競技聯盟で公認記録として認められる様なものは一周四百米以上の常置の確然たる區劃あり、専門技師の距離其他に對して證明あり、競技委員會にて公認して居るものでなければならぬ。

③⑤ 四百米以下の競走では一米二五以上の幅ある走路に區劃される。走路の區劃は白線の外從來は杭を打ち紐で結ばれて居たが、不便な爲之を廢して白線のみとし第二走路からは距離の測定を内側



より廿種の處と定められた。

⑦他人を超走する際の走路の變更は他走者を妨害しない程度迄先んじた時に限つて許されるのであつて腕肩等で押しのけたりして他走者の前に出るのはよろしくない。

又最後の直走路に於て他人に抜かれまいとして斜走する事が時にあるが之も亦反則である。

### 第二十七條 決勝線

- ① 決勝線ハ競走路ノ兩側ニ設ケラレタル決勝柱ヲ連結シテ地上ニ引ケル線トス。
- ② 競技者ノ決勝線ニ到着セル順位ハ競技者ノ胴體ノ何レノ部分タルヲ問ハズ此線ヲ超ヘタル順位ヲ以テ定ム。頭部、腕、足及手等ヲ以テ定ムベカラズ。
- ③ 審判員ガ此勝敗ノ順序ヲ判定スル便宜ノタメ地表、一米二二ノ高サニ決勝線ト平行ニ走路ヲ横切リテ毛絲ヲ張ルモコレ決シテ決勝線ニ非ズ。
- ④ コノ毛絲ハ審判員ノ手ニテ保持サルベカラズ。必ラズ決勝線ト平行ニシテ走路ノ方向ニ直角ヲナスヤウ兩側ノ決勝柱ニ結ビツクルモノトス。

⑤ 何レノ競技者モ其身體ガ全ク決勝線ヲ超ユルニ非ザレバ競技ヲ終リタルモノト認ムルヲ得ズ。

### 解説

② 競走が完全に終了する爲には走者が完全に決勝線を通過しなければならない。走者が接近して決勝線を通らなければ自ら順位は解るけれども、接近して來た様な時の優劣の判定は仲々困難なものであつて、手とか足とか云ふ様な身體の一部が早く決勝線を突破した時を見て定める理由には行かないので、最も普通の走法によつて決勝線を完全に突破するには胴體が過ぎればよい。殊に胸とか胴體は大きいし、之を突破の順序を決する標準とするのが最も穩當である。

③ 勝敗の順序の判定に便する爲特に白色又は黄色の毛絲を張つて夫れに觸れた順序で順位を定める事にしてある。然るに此の毛絲が決勝線であるかの如く考へて居る人があるが夫れは大きな誤ちで、何等かの理由で之を切らなくても身體が完全に決勝線を越せば夫れでよい。又二着以下の者でも審判臺上から兩柱をつなぐ平面は、毛絲の有無に拘らず正確に解るから之に胴體が通過した順序によつて決せられる。

⑤ 短距離にはめつたにこんな事はないが長距離競走等で選手甲が疲労して決勝線で昏倒したとする。その時甲は毛糸には觸れたが足の一部は未だ決勝線を完全に超えて居ない。其の間に乙と云ふ走者が来て完全に決勝線を通過して行つた。その後で甲は足を決勝線内に入れたとする。この時の勝敗は第五項によつて乙が勝の様に見えるが誤りである。

この場合走者の胴體が決勝線を越えた時に既に勝敗は決して居るのであつて、走者が毛糸に觸れてから身體全體が決勝線を通過し終るまでの時間の長短は僅少なりと必ずあるものである。故に後へ残つた足先等を見て誰が完全に一番先に決勝線を通過し終つたかを判定する理由には行かない。それ故この場合甲を以て勝とすべきである。但し倒れて自ら起き上れず、他人に補けられて通過した様な時、又は倒れたまゝの時は第五項又は第廿一條により除外される。

尙決勝線の引き方であるが普通線を中央にして白線を引く様であるけれど之は何れかの端を標準にして引く可きである。白線は實際の決勝線の内側出發線側に引くがよい。

### 第二十八條 百十米障碍競走

① 各競技者ノ走路ニ高サ一米〇六ノ障碍十個ヲ置ク。各競技者ハコノ障碍ヲ跳ビ超エザルベカラズ。

② 最初ノ障碍ハ出發線ヨリ一三米七二ノ地點ニ置キ以下各障碍ハ九米一四ノ間隔ヲ以テ置クベシ。最後ノ障碍ヨリ決勝線迄ハ一四米〇二トス。

③ 各障碍ノ上梓ハ「白ペンキ」塗トス。

④ 競技中三個又ハ三個以上ノ障碍ヲ倒シ若クハ同様ニ接続上半部ヲ回轉シ又ハ破損セル者ハ該競技ヨリ除外セラルベシ。

⑤ 競技中一個ト雖モ障碍又ハ其接続上半部ヲ倒シタル時ハ其成績ヲ記録トシテ承認セズ。

⑥ 競技者ガ競走中障碍ヲ跳ビ超エルニ際シ足又ハ脚ガ障碍ノ幅以外ニ出デタル時ハ該競技ヨリ除外ス。

⑦ 競技者ハ各自競走路ヲ有シ出發線ヨリ決勝線迄之ヲ變ズルコトヲ得ズ。

(第五十四條参照)

解説

● 障碍の構造に就いては競技用具明細中に詳しく書いてあるから云はないが出来る丈立派な障碍を使つてやる事が競技者に對する親切であると思ふ。殊に規定外に簡単に作られたもので競技しても正式な記録としては認められない。

● 障碍の接續上半部を回轉する事は從來其の程度により、場合により解釋を異にして居たが、ものまゝでないものは凡ていけない事になつた。であるから司會者として障碍に觸れると直ぐ屈る様なものは釘其他の方法で屈らない様に爲すべきである。

● 曲走路等で時々發見されるが走者は障碍の上梓横木以外へ足等を出す事は許されない。障碍競走に於ては往々にして三個の障碍を倒し又は倒したと認められて除外される者があるから審判員は入賞圏内が三人であつても四等乃至五等まで見て置かなければならない。

又間違ひなき様に競走後全走者を自己の走路に立たしめて置いて判定するのも一法である。最後の障碍を倒したものは除外される様な事を云ふ者があるが夫れは誤りである。

### 第二十九條 二百米障碍競走

● 各競技者ノ走路ニ高サ〇米七六二ノ障碍十個ヲ置ク。各競技者ハコノ障碍ヲ跳ビ超エザルベカラズ。

● 最初ノ障碍ハ出發點ヨリ一八米二九ノ地點ニ置キ以下各障碍ハ一八米二九ノ間隔ヲ以テ置クベシ。最後ノ障碍ヨリ決勝線迄ハ一七米一〇トス。

● 競技者ハ各自競走路ヲ有シ、出發線ヨリ決勝線迄之ヲ變ズルコトヲ得ズ。

● 其他百十米障碍競走ノ規定ハコノ競技ニモ適用ス。

(第五十四條參照)

### 解説

この競走は米國でよく行はれてゐるが他の國では殆んどやらない。又やつても〇米九一四の高さのものを用ゐて居る様である。

### 第三十條 四百米障碍競走

● 各競技者ノ走路ニ高サ〇米九一四ノ障碍十個ヲ置ク。各競技者ハコノ障碍ヲ跳ビ超エザル

ベカラズ。

② 最初ノ障碍ハ出發線ヨリ四五米ノ地點ニ置キ以下各障碍ハ三五米ノ間隔ヲ以テ置クベシ。最後ノ障碍ヨリ決勝線迄ハ四〇米トス。

③ 競技者ハ各自競走路ヲ有シ、出發線ヨリ決勝線迄之ヲ變ズルコトヲ得ズ。其他百十米障碍競走ノ規定ハコノ競技ニモ適用ス。

(第五十四條参照)

### 第三十一條 「リレー・レース」

① 各「リレー・レース」ニ於テハ各出發線ノ前後十米ノ地點ニ線ヲ引ク。此兩線ノ中間區域ヲ受渡區域ト稱シ、各競技者ハ此區域内ニ於テ木管ヲ同ジ組ノ競技者ニ渡サザルベカラズ。競技者ハ同ジ組ノ競技者ノ責任距離ヲ助クル爲ニ此ノ區域ヲ出ヅルコトヲ得ズ。

② 木管ハ必ず手渡シスベキモノニシテ、之ヲ投ゲ又ハ落シテ次ノ競技者ニ拾ハシムルコトヲ得ズ。

③ 左ノ規則ニ違反セル競技者アル時ハ其競技者ノ屬スル組ヲ除外ス。

木管ハ競走ノ全距離ヲ通ジテ持チ運バザルベカラズ。

同一競技者ノ二區域ヲ走ルコトハ之ヲ禁ズ。

各組ノ走者ハ豫選競技後ハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ。

④ 各組ノ出發線ニ於ケル位置ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム。

⑤ 距離四百米迄ノ「リレー・レース」ニ於テハ各組ハ出發線ヨリ決勝線迄區劃サレタル自己ノ走路ヲ有シ各走區ハ正確ニ同距離ナルベシ。

⑥ 四百米以上ノ「リレー・レース」ニ於ケル第一走者以外ノ走者ノ受渡區域内ノ位置ハ他ノ走者ヲ妨ゲザル範圍内ニ於テ任意トス。

⑦ 各走者ノ疾走距離ノ異リタル「リレー・レース」ヲ行フコトヲ得ルモ記録トシテ認メズ。

⑧ 驛傳競走ニ於テハ木管ノ代リニ襷タスキヲ使用ス。他ハ「リレー・レース」ニ同ジ。

(第五十五條参照)

解説

- ① 木管を渡して了つてから受渡區域外に出る事は差支ない。尙走路の區劃されて居ない競走では此の區域内でも走路の區劃を特に設けてない。他人の邪魔さへしなればよい。
- ② 四百米又は夫れ以下の競走に於て自己の走路外に木管を落した様な時、夫れを拾ひに走路外に出ても他の者の妨害にならなかつた時は許してやるがよい。但し故意にした様な時は問題外である。尙木管を落した様な時は夫れをひろふのは落した人自身でなければならぬ。
- ③ 一度豫選に出場した以上如何なる事故があつても各組の人員の変更をしてはならない。順序は變更しても差支ないが豫選に走らない人を出す事は絶対に出来ない。
- ④ 第二走者以後の受渡區域内の位置は他人を邪魔しなればよいとのみ規定して詳しくは定めてない。以前は最初第二番だつた組が一番内側へ次は一番外側と云ふ風に變つたものであつたし、又終始同一の位置に並ぶ事もあつたが、現在では多くは先頭の組の者が一番内側へ、第二位の者が其次と云ふ風に並んで居る。此處で先頭と云ふのは五六十米先きで曲走路に入る時とか直走路に移る時の順位を見て定めて居る。けれど多くの人は「内側から二番目ですよ」と云ふとチャンと第二走路に行くが前にも述べた通り四百米以上のものには走路の區劃がないのであるから他人の邪魔になら

なければ何も巾一米二二の走路を固持する事はない。もつとつめてもよいし、又前の人と相當距離が離れて居る様な時は二番目の人でも一番目の人が走り去つた後へつまり一番内側に移つても差支ない。

### 第三十二條 團體競走

- ① 團體競走ハ必要ニ應ジ豫選ト決勝トヲ行フコトヲ得。團體競走ニ於ケル一組ノ出場人員及等級査定上ニ必要ナル採點人員數ハ豫メ確定シ、之ヲ明示スベシ。
- ② 各組ノ勝敗ノ順位ハ採點人員ニヨリテ獲得セラレタル順位ヲ合計シ、其採點ノ最少ナル組ヲ勝者トシ、以下之ニ應ジテ等級ヲ定ム。等級査定上必要數以外ノ競技者ノ點數ハ計算セズ。同着アリタルトキハ採點ヲ合シテ之ヲ等分スベシ。一組ノ中決勝點ニ到着シタル人數ガ採點人員ニ達セザル組ハ除外シ其ノ得點ヲ數ヘズ。採點ニ於テ同成績ヲ生ジタル場合ニハ先着走者ヲ有スル組ヲ勝者トス。
- ③ 團體競走ノ走者ハ豫選競走後之ヲ變更スルヲ許サズ、而シテ豫選競走ノ走程ヲ全走セル競

技者ニ非レバ決勝競技ニ参加スルコトヲ得ズ。

解説

①一組の出場人員採點人員數には別に制限ない。オリムピツクでやつて居た三千米團體競走は出場六人採點三人であつたし又米國學生聯盟の九千六百五十五米八(六哩)の斷郊團體競走は七人以上のみ規定されてある。尙この競走は三千米以下の距離では行ひ難い。

②オリムピツクと同様な方法でやるとして今芬蘭のヌルミ、リトラ、プルエ、ラルバヴィルタネン、米國のラーモンド、マツカレイ、アンルー、ローミング、瑞典のヴィデー、エクロフ、マグヌツソン等が走つて

着順	人名	國籍	採點	着順	人名	國籍	採點
一	リトラ	芬	一	二	ブルエ	芬	二
三	ヌルミ	芬	三	四	ヴィデー	瑞	四
五	ヴィルタネン	芬		六	ラーモンド	米	五
七	ルオコラ	芬		八	マツカレイ	米	六

九	エクロフ	瑞	七	十	マグヌソン	瑞	八
一	アンルー	米	九				

の成績を挙げたとすると採點は着順の合計でなく下記の様になる。従つて

芬蘭	六點(二十二 <sup>プラス</sup> 三 <sup>プラス</sup> )	一等
瑞典	一九點(四十七十八)	二等
米國	二〇點(五十六十九)	三等

である。又假りに瑞典と米國とが同點であつたとすれば瑞典の方が米國の一番よい者よりよい成績のものが居るから勝となる。

第三十三條 斷郊競走

①此競技ハ斷郊競走ノ目的ニ適合スル走路ニ於テ行フ、而テ該走路ハ正確ニ測定サレ且指示セラレ、且ツ嚴格ニ監督セラレザル可ラズ。

②斷郊競走ノ出發線及ビ決勝線ハ共ニ競技場内ニ置クコトヲ得。走路ニハ少クトモ百二十五

米ノ距離ヨリ容易ニ見得ル様左側ニ赤旗、右側ニ白旗ヲ立ツベシ。  
③ 其他ハ競走ニ於ケル一般規則ヲ適用ス。

解説

斷郊競走に適合する様な土地は日本には餘り見當らない。之がこの競走の發達を阻碍して居る原因だらうが東京で云へば代々木の練兵場、名古屋の興正寺附近、奈良の三笠山附近と云つた様な處で多少起伏のある郊原がよい。公道でない處を走しる處に妙味があるのであつて橋のない小川等を渉るのも亦一興である。走路は前以てよく検査し正確に測り又赤白旗にて指示され、且つ嚴重に監督しなければならぬ。

斷郊競走の走路は初めから區劃されて明示されて居るので普通考へられて居る様に何處を通つてもよいのは違ふし、又距離も性質上一萬米位のもので餘り長いものは行はなす。

第三十四條 障礙物競走

① 障礙物競走ニ於テハ競走路四百米ニ五個所ノ障礙物ヲ置キ而シテ其中一個ニ接シテ水溜ヲ

作ル、コノ水溜ニ接シタル障礙物ハ固定セザルベカラズ。

② 各競技者ハ障礙物ヲ跳ビ越シ、水溜ヲ跳ビ、又ハ横切ルモノトス。障礙物又ハ水溜ノ側方ヲ通過シタルモノハ之ヲ除外ス。障礙物ハ高サ九一糎四トス。

③ 水溜ハ長サ幅共ニ三米六六トス。障礙物ニ接シタル部分ノ深サハ七六糎ニシテ其底部ハ次第ニ傾斜ヲナス先端ニ於テ走路ノ地表ト同一平面ヲナス様設備スベシ。

④ 競技者ハ各障礙ヲ跳ビ越エザル可ズ。但シ障礙物ニ手ヲカクル事ハ差支ナシ。

解説

① 人工の斷郊競走の如きものであつて競技場内にて行ふ。若くは走圈を用ゐず芝生の上を工夫して8字形に廻つたりする。障礙物は五個共多くの場合異つて居てオリムピックの時は丸太の簡單な垣、木柵、臨時の生籬等凡て異つたものであつた。四百米に五個の割で障礙物を置けばよいのであつて別に中間距離の定はなす。

第三十五條 マラソン競走

① マラソン競走（四二一九五米）ハ道路ニ於テ行ハル、但シ出發線及ビ決勝線ハ共ニ競技場内ニ設クルコトヲ得。

② 各競技者ハ豫メ醫師ノ診断ヲ受ケタル後申込ムベシ。競技者ハ競走前又ハ競走中藥品（昂奮劑其他ヲ含ム）ヲ飲用スルコトヲ得ズ。之ニ違反スルトキハ直チニ除外セラルベシ。

③ 競技者ハ如何ナル場合ト雖モ競技會公認醫員ニ依リ競走中止ヲ命ゼラレタル時ハ直チニ其ノ命ニ從ハザルベカラズ。

解説

① 「マラソン」競走は昔希臘戰爭の時希軍の大勝を報すべく無名の一青年がマラソンの野より首都アゼンまで疾走し「我が軍勝てり」と云つて倒れた故實から産れた競走であつて、歴史に因んで其の勇士の走つた道路を測つた處四二一九五米あつたので、その距離を走るのをマラソン競走としたのである。後年其の距離を精確に調査した處が三六七五〇米しかなかつたと云ふのでアムステルダム會議で距離變更説も出たがあく迄從來の通り押し通さうと云ふ事になつた。

尙この距離の計測はよく自働車ではかつたり、地圖で測つたりするが夫れでは全然正確なもの

出來ない。矢張り専門家の測量に待たねばならぬ。距離の測り方はもとく或る距離の道路をはかつて四二一九五米となつたもの故普通の道路測量法に従つて計測するが穩當であらう。

尙マラソン競走は道路で行ふ爲どの走路に於ても條件不一致な爲正式な公認記録としての公認は出來ない。

② ③ たまに途中倒れたりする者が出来る事が有るので身體に故障のある様なものは初めから競走に出さない様にしなければならぬので斯くも嚴重に規定してある。又萬一競走中に故障が出來た様な時本人や應援者があくまで走らさうとしても公認醫員に於てさうする事を危険と認める様な時は中止を命ずる事が出来る。又走者は競走前又は途中にて藥品類を飲用する事は禁ぜられてある。オリンピックの如き大競走では役員以外のものより水であつても貰ふ事を禁ぜられてある。



第四章 競歩

第三十六條 競歩ノ定義及ビ規則

① 競歩ハ一步一步ノ繼續ニシテ、踵部ヨリ足先ヘト常ニ一方ノ足ガ地表ニ接觸シオラザルベカラズ。

② 競歩ガ「走圈」ニ於テ行ハル、場合ハ左ノ條項ニヨリ支配サル。失格ニ關スル規則モ之ニ伴フ。

- 一、脚ノ動作。競歩中足ガ地ニ觸ル、ニ際シ脚ヲ曲グルコトヲ得ズ。足ハ踵ヲ最初ニ地ニ着ケ、爪先ヲ最後ニ離サザルベカラズ。前足ノ踵部ハ後足ノ足尖キガ地表ヲ離レザル前ニ地表ニ着ケザルベカラズ。但シ疲勞ノタメ又ハ無意識的ニ行ヒ他ノ諸點ニ於テ正規ニ行ハレタルトキハコノ限りニアラズ。
- 二、體ノ運び。體ハ正シク眞直ニ保タザルベカラズ。
- 三、腕ノ運び。腕ハ競技者ノ自由ニ保ツコトヲ得ルモ高く運ブベカラズ。

除外セラレタル競技者ハ直チニ走圈ヲ去ルベシ。

③ 役員競技者觀衆ニ明瞭ニ理解セシムルタメ競技者ニ注意ヲ與フル時ハ白旗ヲ失格セシムル時ハ赤旗ヲ用フルヲ可トス。

解説

① 競歩は第十條に述べた様に競走との間の區別が仲々困難である。之をよく調べて行くと走しるには兩足が同時に地を離れる事が多いが歩くには常にどちらかの足が地について居る。此の點が違ふのであつて競技規則に於いても此處に標準を置いてある。つまり競歩はどちらかの足の一部が何時も地に觸れて居なければならなくなつて居る。

第二項以下に走圈中に行はれる競歩の定義について、一、「脚の動作」二、「體の運び」三、「腕の運び」等について規定してある之等についてはお読み下さればお解りにならう。處が斯んな風に姿勢について定義を定めると姿勢ばかりまねて其の實、兩足を地表から離して了ふずる人も出來て來るので「必ず一方の足を地に觸れしむ」丈の規定の方がよいと云ふ事を提案されて居る。

④ 上述の如く競歩の判定は困難なものである爲、兎もすれば審判員の判定を觀衆等より苦情を出さ

れる事が多い。けれど多くは何時判定されたか一般に解らない様な場合に苦情が多いので審判員は常に赤白旗を持つて注意、除外を直ちに全部の人々に解る様にさせるがよい。

競歩はオリムピック種目として長年取扱はれたのが前回巴里の會議で種目を減ぜられた時に除外されて了つて居たのが去年アムステルダムの會議で大議論の末復活された。然も今後はマラソン競走以上の五萬米と云ふ大道路競歩となつた。マラソンに持久力を證せられた邦人はこの大競歩種目を得て更に活躍に新天地を見出したものと思ふ。

## 第五章 跳躍競技

### 第三十七條 一般規則

- ① 走高跳、立高跳、棒高跳ニアリテハ各競技者ハ一定ノ高サニ於テ三回ヅツノ試技ヲ行フコトヲ得。而シテ同一ノ高サニ於テ三回失敗セル競技者ハ除外セラル。
- ② 競技者ハ最低限以上任意ノ高サヨリ跳躍ヲ開始スル事ヲ得、又夫レ以上ノ高サニ於テモ任意試技ヲ省略スル事ヲ得。然レドモ其ノ次ノ高サニ於テ失敗セルモノハ再ビ元ノ高サニテ試技スルヲ得ズ。又一度失敗セル者ハ其ノ高サヲ省略スル事ヲ得ズ。
- ③ 競技者ノ勝敗ノ順序ハ各競技者ノ最高ノ跳躍ヲ以テシ、尙同成績ノ場合ニハ之ニ關スル規則第二十二條ヲ適用シテ決定ス。
- ④ 巾跳三段跳ニアリテハ各競技者ハ各三回ノ試技ヲナスコトヲ得。其中ニテ最も優秀ナル成績ヲ得タル競技者五名(入勝者數ニ一名加ヘタル數)ハ尙三回宛ノ試技ヲ行フコトヲ得。競技者ノ等級ハ是等ノ各試技ノ内最も優秀ナル成績ニヨツテ定メラル。

⑤ 跳躍競技ノ審判員ニ於テ必要ナル事情アリト認メタルトキハ跳躍競技場ノ場所ヲ變更スルコトヲ得。

⑥ 競技者ガ同時ニ行ハル、「競走」及「跳躍投擲」ノ兩競技ニ申込ヲナセルトキハ「跳躍投擲」競技ノ審判員ハ此競技者ニ對シ番組ニ定メタル順序ニヨラズシテ競技ヲナスコトヲ得。

⑦ 凡テ計測ニ用フル卷尺ハ纏ニテ度盛シタル鋼鐵製ノモノタルヲ要ス。

⑧ 錘又ハ把握物ヲ使用シ、其他各種ノ人工的ノ助ケニヨリテ競技スルコトヲ嚴禁ス。競技者ハ助走路ニ目標ヲ設ケ又ハ横木ヲ見易カラシムル爲ニ之ニ「ハンカチーフ」等ヲ掛ケルコトヲ得。

解説

② 競技者は最低高以上何れの高さから跳び出してもよいし又途中に於て高さを省いてもよい。例へば一米五〇から始めて六〇・七〇・七五・八〇と横木を高めて行く様な時一米七〇から跳び出して七五を省いて八〇をとんでも差支ない。けれど八〇で失敗したからと云つて七五を又跳ぶ理由には行かない。又は七五を一度跳んで見て、跳び損なつてからは後の二回を跳ばずに次の八〇を跳ぶ事は許されない。

又は一米七五から跳び出して三回共失敗した様な時は其の人の記録は全然なくなる。

⑤ 跳躍場の變更に際しては審判員は各競技者の試技が一巡した時に行ひ、なる可く全競技者の條件が違はない様にしなければならぬ。

⑥ 競走技と跳躍技の出場がカチ合つた時は審判員は番組に定められた順序以外に二回続けて躍ばしたり、競走後に試技をのばしてやつたりしてする事が出来る。

⑧ 握把物を持つて跳んだり、何等かの器械等の助けによつて跳ぶ事を嚴禁したものである。

第三十八條 走 高 跳

① 走高跳ハ最初ノ高サ一米五以上ヨリ開始シ以後順次ニ横木ヲ上グル高サハ該競技ヲ擔當スル審判員ニ於テハ之ヲ定ム。但シ十種競技ニ於テハ一米五以下ヨリ跳躍ヲ開始スルコトヲ得。

② 横木及横木止ハ第五十七條ニヨル。

③ 横木ヲ跳ビ超ス際ニ競技者ノ頭部ガ足部ニ先チテ横木ヲ越エ又ハ頭部ガ腰部ヨリ下ニナル

トキハ不正試技ト認ム。宙返リ又ハ「ダイビング」(猫跳ビ)等ノ跳躍ハ禁止ス。

④ 競技者が跳躍ヲナス目的ヲ以テ地表ヲ踏ミ切りタル時、及ビ横木ノ垂直面ヲ通りタル時、即チ横木ノ下ヲクグリ若シクハ、支柱ノ横ヲ通りタル時ハ之ヲ一回ノ試技ニ數フ。

⑤ 跳躍ノ高サハ地表ト垂直ニ地表ヨリ横木ノ上部ニ至ル迄ノ距離ヲ地表ニ最モ近キ點ニ於テ計測シタルモノトス。

⑥ 審判員ニ於テ助走路ガ不完全ナリト認ムルニ非ザレバ競技中支柱ヲ移動スルコトヲ得ズ。若シ之ヲ移動スル場合ニ於テハ同一ノ高サニ於テ競技ガ一巡シタル後ニ於テスベシ。

⑦ 支柱ハ其ノ間少クトモ三米六六以上四米以下ノ間隔ヲ置クベシ。

⑧ 助走路ハ全ク平坦ニシテ水平ナルベシ。

(第五十七條参照)

解説

⑨ 横木を跳び越す際に競技者の頭が足より先に横木を越したり頭部が腰部より下になる事は無効試技である。之はダイビングをさける爲に設けられた條文であるが「ロールオーバー」にも往々之にす

る様な跳び方のものがあるから注意しなければならない。

⑩ 横木が三角形になつて來てからは高さの計測は面倒になつて來た。聯盟ではこの目的の爲鍍形をした特殊の物指を使用して居るが大變便利である。高さの計測について注意して戴き度い事は高さは垂直に計測するのであるから一方よりのみ見て直角に測つても正確な値は出て來ない。

尙助走路の制限ない。

第三十九條 立 高 跳

① 立高跳ハ最初ノ高サ一米二〇ヨリ開始ス。

② 競技者ハ兩足ヲ如何ナル位置ニ置クモ差支ヘナシト雖跳躍ノ際ニハ同時ニ地表ヲ踏切ラザルベカラズ。

③ 兩足ガ前記ノ規定ニ反シテ個々ニ地表ヲ離レタル時、又ハ別々ニ踏切リヲナシタルトキハ一回ノ不正試技ニ數フ。競技者ハ爪先及踵部ヲ交互ニ地表ヨリ擧ゲテ身體ヲ前後ニ動搖スルハ差支ナシト雖モ何レノ片足ヲモ地表ヨリ離シ又ハ何レノ方向ヘタリトモ地表ニ沿ヒテ足ヲ

滑ラシタル時ハ之ヲ不正試技ニ數フ。

⑤ 其他ハ走高跳ノ規定ニヨル。

(第五十七條參照)

解説

② 兩足の位置については別に規定はないが同時に踏み切らなければならぬ。

③ 動作中常に兩足を地表に觸れしめ其の一部例へば爪先と踵とを交互に擧げて調子を付ける事は差支なゝが片足をあげても地表を滑らしても無効試技となる。

第四十條 走 幅 跳

① 跳躍前ノ助走距離ニハ何等ノ制限ナシ。

② 競技者ガ跳躍ノ際踏切線又ハ其ノ延長ヲ超走シタル時或ハ足ノ一部分ト雖モ踏切板ノ前方ノ地表ニ觸レタル時ハ不正試技ト數フ。

③ 踏切板ハ地表ト水平ニ埋メタル角材ニシテ其ノ外側ノ一邊ヲ踏切線トス。

④ 踏切線ノ前面ニハ長サ之ト同ジク幅一〇糎ハ、軟土砂ヲ盛ルベシ。

⑤ 跳躍ノ距離ハ競技者ノ身體ノ何レノ部分タルヲ問ハズ之レガ地上ニ印セル踏切板ニ最モ近キ痕跡ヨリ踏切線若クハ其ノ延長線ニ對シテ直角ニ計測シタルモノトス。

⑥ 砂場ノ幅ハ少クトモ二米七五以上、長サハ踏切板ヨリ九米以上ヲ有スル様設備スベシ。

⑦ 走高跳ノ規則ハ適用シ得ル限り走幅跳ニモ適用ス。

(第五十九條參照)

解説

① 助走距離に制限はないが大體四十米から五十米位までの餘裕がないと競技場として困る事がある。

② 踏切板の前面を幾分軟土又は砂等を盛つて高くして置くと競技者が踏切つたか否か一目して解つて都合がよい。

⑤ 跳躍の距離は競技者の身體又は着衣の何れかの部分が砂場につけた踏切に一番近い點から踏切板又は其の延長に直角に計るものであるが、砂場の僅かな高低で直ぐに二〇糎以上も差が出来るもの

であるから踏切と砂場の高さは何時とも水平を保つ様に砂を入れる事、競技中も砂を其の都度敏活に  
ならす事等を忘れてはならない。又砂が餘り乾燥して居る様な時は濕氣を含ませた方が都合がよい。  
⑥従来は踏切板よりの砂場の長さについて制限のなかつたのを今回九米以上と定められた。踏切板  
から先を直ちに砂場にしなければならぬ様に思つて居る人があるが踏切板から先少くとも一米位  
は土にして置いた方が却つて競技者が踏切つた時等危険を防いで好都合である。

#### 第四十一條 立幅跳

①踏切ノ方法ニ關シテハ立高跳ノ規則ヲ適用シ其他ハ走幅跳ノ規則ニ依ル。

#### 第四十二條 三段跳

①競技者ハ最初ニ踏切タル足ト同ジ足ヲ以テ着地シ次ノ着地ニハ反對ノ足、最後ノ着地ニハ  
左右兩足ヲ使用スベシ。

②「ホップ」或ハ「ステップ」ノ途中ニ於テ身體、或ハ服裝ノ一部ガ地表ニ觸レタル時ハ不正試

技トス。其他ニ關シテハ走幅跳ノ規則ヲ適用ス。

#### 第四十三條 棒高跳

①棒高跳ハ最初ノ高サ三米以上ヨリ開始シ以後順次ニ横木ヲ上グル高サハ該競技ヲ擔當スル  
審判員ニ於テ之ヲ定ム。但十種競技ニ於テハ三米以下ヨリ跳躍ヲ開始スルコトヲ得。

②競技者ガ跳躍ヲナス目的ヲ以テ地表ヲ踏切リタル時又ハ横木ノ垂直面ヲ通りタル時即チ横  
木ノ下ヲクグリ若シクハ支柱ノ横ヲ通りタル時ハ之ヲ一回ノ試技ニ數フ。

③競技者ハ棒ヲ立ツル爲ニ長サ一米〇一前方ニ於テ六一種其ノ後方ニ於テ一五種深サ前方〇  
纏後方二〇種ノ木製ノ箱ヲ使用ス可シ、此ノ箱ハ其ノ後方ヲ砂場ト助走路トノ境界固ク地中  
ニ置キ其ノ表面ハ地表ト水平ノ位置ニ保タル可キモノトス。

④競技者ハ跳躍ニ際シ上手ヲ上方ヘ移スコト及ビ下手ヲ上手ノ上ニ移スコトヲ禁ズ。

⑤身體ガ横木ヲ跳ビ越ヘシ後ニ棒ガ横木ニ觸レテ横木ガ落チタル時ハ不正試技ト認ム。

⑥審判員ハ棒ガ横木又ハ跳躍方向ト反對ノ方向ニ完全ニ離レ倒レル場合ノ外之ニ觸レ又ハ之

ヲ把ムコトヲ得ズ。

⑦ 競技者ハ私有ノ棒ヲ使用スルコトヲ得。而シテ掌握ヲ便スルタメ「テーブル」ヲ卷クハ差支ナシト雖モ其レ以上ノ人工的細工ヲ施スコトヲ得ズ。

⑧ 支柱ノ位置ハ競技者ノ希望ニヨリテ何レノ方向ヘモ六〇糎以内ニ限り移動スルコトヲ得。

⑨ 支柱ノ位置ガ移動シタル場合ニハ審判員ハ新ニ横木ノ高度ヲ計測シテ移動ニ依ル高サノ變動ヲ正スベシ。

⑩ 支柱ハ其ノ間少クトモ三米六六ノ間隔ヲ置クベシ。

⑪ 助走路ハ全ク平坦ニシテ水平ナルベシ。

⑫ 跳躍ノ高サハ地表ト垂直ニ横木ガ地表ニ最モ近キ點ニ於テ地表ヨリ横木ノ上部ニ至ル迄ノ距離ヲ計測シタルモノトス。

⑬ 横木及横木止ニ關シテハ第五十七條ニヨル。

⑭ 競技中棒ガ破損セル場合ハ之ヲ一回ノ試技ト見做サズ。  
(第五十七條、第五十八條、第五十九條参照)

解説

③ 棒を立てる爲の孔は從來掘つて居たが昨年アムステルダムノ會議の結果、木箱を使用する事に定められた。この箱を使用した方が條件が何處へ行つても同じになる爲競技者にとつて好都合である。

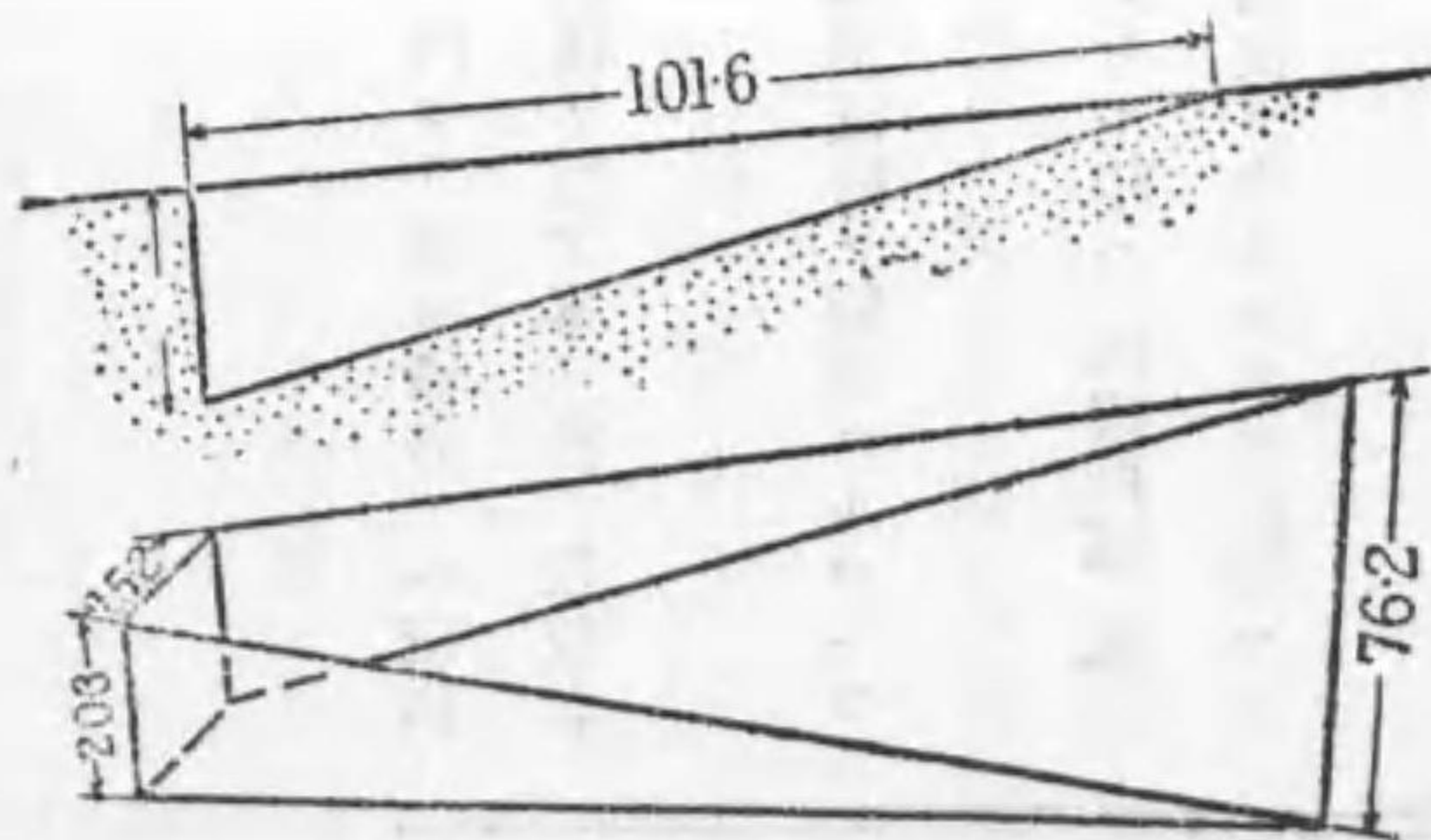
④ 棒をよぢ登る事を防止したものである。

⑥ 競技會で棒を役員等がとつてやる事が往々あるがその際完全に横木を落さない事を見極めてからでなければいけない。

他人の棒を借用せんとする場合は其者の許可を得なければ使用する事は出来ない。

跳躍技にありては器具を身體の一部と認むる様な規定がないから棒高跳に於ても棒は身體の一部と見る可きでない。

〔解 圖 ノ 箱 木 用 跳 高 棒〕



第六章 投擲競技

第四十四條 一般規則

- ① 投擲競技ニアリテハ各競技者ハ三回宛ノ試技ヲ行フ事ヲ得。其ノ内ヨリ最モ優秀ナル成績ヲ得タル競技者五名(入勝者數ニ一名ヲ加ヘタル數)ハ尙三回宛ノ試技ヲ行フ事ヲ得。競技者ノ等級ハ是等ノ各試技ノ内最モ優秀ナル成績ニ依ツテ定メラル。
- ② 投擲競技ノ審判員ニ於テ必要ナル事情アリト認メタルトキハ投擲競技場ヲ變更スルコトヲ得。
- ③ 競技者ガ同時ニ行ハルル「競走」及「跳躍投擲」ノ兩競技ニ申込ヲナセル時ハ「跳躍投擲」競技ノ審判員ハ此ノ競技者ニ對シ「番組」ニ定メタル順序ニヨラズシテ競技ヲナスコトヲ許可スルコトヲ得。
- ④ 圈内ニテ行ハルベキ總テノ投擲競技ニ於テハ競技者ガ一度其ノ圈内ニ入りテ投擲ヲ開始シタル後ハ競技者ノ身體ノ一部若シクハ服裝、投擲器具ノ一部分ト雖モ圏外ノ地表ニ觸レ、又

- ハ圏上ヲ踏ミタル場合ハ之ヲ試技ト做ス。
- ⑤ 競技者ハ投ゲタル器具ガ地上ニ落下セザルニ先ダチテ圏ヲ出ルコトヲ得ズ、而シテ圏ヲ出ヅルニ當ツテハ停止ノ姿勢ニ復シ審判員ノ合圖アリテ後其ノ背後ノ半圓部ヨリ退クベシ。
  - ⑥ 總テ圈内ニ於テ行ハルル投擲競技ニ於テハ投擲物ハ九十度ノ角度中ニ落下セザルベカラズ。其ノ角度以外ノ地點ニ落下セルモノハ無効トシ一回ノ試技ニ數フ。
  - ⑦ 圓盤投、砲丸投、重錘投及鐵槌投ハ圈内ヨリ投擲スルモノトス、而シテ競技者ハ圏ノ内側ニ觸ルルハ差支ヘナシ。
  - ⑧ 投擲競技ニ用フル圏ハ内側ノ直徑二米一三五ノ圓圈タルベシ、但シ圓盤投ニ限り内側ノ直徑二米五ニシテ此等ノ競技ハ總テ圈内ニテ之ヲナス。
  - ⑨ 圏ノ直徑ハ内側ニテ計測スベク而シテ圏ハ圏外ノ地表ト水平ナルベシ。
  - ⑩ 圈内ノ地表ハ土質又ハ鐵屑ヲ以テ作り之ヲ堅固ニ固メ其ノ水準ヲ圏外ノ地表ヨリ二厘低カラシム。
  - ⑪ 砲丸投ニ於テハ木製ノ足留材ヲ正面圓圈ノ中央ノ位置ニ固定シテ外部ヨリ之ヲ設置ス。



⑫ 總テ計測ニ用フル卷尺ハ繩ニテ度盛シタル鋼鐵製ノモノタルヲ要ス。

解説

- ① 競技者の成績は前後を通じて六回の試技の中より一番よいものを採用する。又同成績で補回試技を行つて出来た記録は認めない。
- ② 審判員に於て必要と認むる理由あれば投擲場を變更する事が出来るが、變へる時には必ず試技が一順した時(各競技者共、同條件にする爲)にする要がある。
- ③ 同一競技者が百米第二豫選と圓盤投がかちあつた時、百米に出る前に自分の投擲順を待たずに二回の試技を先にやつて貰ふなり又豫選をすました後まで投擲を待つて貰ふ様にすることが出来る。但し審判員にことはつて行かなければならない。
- ④ 圈内に轉倒するが如きは差支なし。
- ⑤ 投擲器具が地上に落下しない前に圏外に出た時は前項に觸れるものとして無効試技とする。尙審判員から合圖を受けた後でも投擲反動で身體が停止の姿勢に復さない前に出る事圏の前半部より出る事も之を禁じてある。

- ⑥ 落下の痕跡が投擲角標示線上に落ちた時は無効試技と數ふ。
- ⑫ 凡て計測は鋼鐵製にて繩にて目盛したものゝ零位を投擲器具が印せる圏又は踏切線に一番短い痕跡に當て審判員が手袋でもはめて充分たるみのない様に引いて最短距離を計測するものである。

第四十五條 圓盤投

- ① 圓盤投ハ直徑二米五ノ圈内ニテ之ヲ行フ。
  - ② 圓盤ハ圓心ニテ五ニ直角ニ交ル無限ノ直線ニ圍レタル地上ニ落セザルベカラズ。
  - ③ 競技者ハ競技中圏ノ内側ニ觸ル、ハ差支ヘナシ。
  - ④ 投擲距離ハ圓盤ノ落下ニヨリテ印セラレタル圏ノ中心ニ最モ近キ痕跡ヨリ、圏ノ内側ニ至ル距離ヲ以テ計測シタルモノトス。
- (器具用具ハ第六十四條、第六十五條參照)

第四十六條 砲丸投

①砲丸ハ肩ト同一ノ高サニ保テル片手ヲ以テ投擲セザルベカラズ。砲丸ヲ肩後又ハ肩下ヨリ投擲スルコトハ固ク之ヲ禁ズ。

②砲丸投ハ直徑二米一三五ノ圈内ヨリ之ヲ行フ。

③競技者ハ競技中圈及足留材ノ内側ニ觸ルルハ差支ヘナシ。

④砲丸投ハ全々素手ニテ行ハルベク、手頸又ハ掌其ノ他ニ投擲ノ助ケトナル一切ノ装具ヲ用フルコトヲ禁ズ。

其他圓盤投ノ規定ハ砲丸投ニモ適用ス。

(器具用具ハ第六十三條、第六十五條、第六十六條参照)

解説

①砲丸投は他の投擲と異り投射するものであるから砲丸を肩後、又は肩下へ持つて行く事を禁じて居る。又片手より投げるものであるから反對の手より砲丸をうけ連続的に投げる事もいけない。

④素手で投げるものであるから革やゴム製の縮具を用ひてはならぬ。

第四十七條 重 錘 投

①重錘投ハ直徑二米一三五ノ圈内ニテ之ヲ行フ。

②競技者ハ投擲ヲナスニ兩手ヲ使用シ且ツ如何ナル姿勢ヲトルモ差支ヘナシ。

③投擲動作中重錘ヲ手離シ又ハ身體又ハ其ノ一部ガ地表ニ觸レタル時ハ一回ノ試技ト見做ス。

④投擲距離ハ重錘又ハ其把手ガ圈ノ中心ニ最モ近キ地表ニ印セラレタル痕跡ヨリ圈内側ニ至ル距離ヲ計測シタルモノトス。

⑤其他圓盤投ノ規定ハ重錘投ニモ適用ス。

(器具用具ハ第六十一條、第六十五條参照)

第四十八條 鐵 槌 投

①鐵槌投ハ直徑二米一三五ノ圈内ニテ之ヲ行フ。

- ② 動作中鐵槌ヲ手離シ又ハ鐵槌ガ手中ニアル間ニ身體若クハ其ノ一部ガ圈外ノ地表或ハ圈上ニ觸レタル時ハ一回ノ試技ト認ム。
- ③ 投擲距離ハ鐵槌ノ頭ニテ生ジタル痕跡ヨリ圈ノ内側ニ至ル最短距離ヲ以テ計測シタルモノトス。
- ④ 試技中又ハ投擲ガ正當ニ行レタル時ニ限り鐵槌ガ空間ニテ破損シタル場合ハ之ヲ試技トシテ數ヘズ、但シ鐵槌破損ノ爲メ競技者ガ身體ノ均衡ヲ失ヒテ反則ノ動作ヲナシタル時ハコノ限リニアラズ。
- ⑤ 其他圓盤投ノ規定ハ鐵槌投ニモ適用ス。

(第六十二條、第六十五條參照)

解説

⑥「頭にて生じたる痕跡」の意は頭部の痕跡にて結合等の痕跡は之を認めず。

第四十九條 槍 投

- ① 槍ハ踏切線ノ手前ニテ投ゲザルベカラズ。
- ② 幅七種長サ少クトモ三米六六ノ地表ト同平面ニ埋メタル木材ノ内側ノ一邊ヲ以テ踏切線トス。
- ③ 槍ハ把手ノ處ヲ握ルヲ要ス。
- ④ 槍ノ穂先以外ノ部分ガ最初ニ地表ニ落下セルトキハ試技ト數フルモ其ノ投擲ハ無効トス。
- ⑤ 投擲距離ハ槍ノ穂先ガ最初ニ印セル踏切線ニ最モ近キ痕跡ヨリ踏切線又ハ其ノ延長線迄ノ距離ヲ計測シタルモノトス。
- ⑥ 投擲ガ正當ニ行ハレタル時ニ限り投擲中槍ガ空間ニテ破損シタル場合ハ之ヲ試技トシテ數ヘズ。
- ⑦ 競技者ハ投ゲタル槍ガ地上ニ落下セザルニ先チ踏切線ヲ超ユルヲ得ズ。
- ⑧ 槍ハ審判員ノ用意セラルモノノ外使用スルコトヲ許サズ。

(第六十條、第六十八條參照)

解説

③ 槍は司會者の用意したものの意外の使用を禁じてある。之は槍の検査は大變面倒なもので各競技者の持参したものを一々其の場所にて検査する事は困難であるし仲々條件に適した槍は少いもの故かく規定してある。

④ 槍の検査は司會者の用意したものを一々其の場所にて検査する事は困難であるし仲々條件に適した槍は少いもの故かく規定してある。

⑤ 槍の検査は司會者の用意したものを一々其の場所にて検査する事は困難であるし仲々條件に適した槍は少いもの故かく規定してある。

第七章 混成競技

第五十條 五種競技

- ① 五種競技ハ走幅跳、槍投、二百米競走、圓盤投及千五百米競走ノ五種目ヨリ成リ如上ノ順序ニ依ツテ一日間ニ之ヲ行フモノトス。
- ② 跳躍及投擲競技ニ於テハ各競技者ハ只三回ノ試技ヲ許サルルノミニシテ別ニ決勝競技ヲ行フコトナシ。
- ③ 二百米競走ハ三人又ハ四人、千五百米競走ハ五人又ハ六人一組トシテ行フ、組ハ抽籤ヲ以テ定ム。
- ④ 審判長ハ必要ニ應ジテ之等一組ノ人員ヲ加減スルコトヲ得。
- ⑤ 競走ニ於テ各競技者ハ三個ノ時計ヲ以テ計測セラル。
- ⑥ 二百米競走ニ於テ二回ノ不正出發ノ後更ニ不正出發ヲナシタルモノハ其ノ距離ノ「一パーセント」ノ罰則ヲ受ク、罰則ニヨル處分二回ヲ受ケタルモ尙反則出發ヲナセル競技者ハ其ノ

種目ニ限り失格ス。

- ⑦ 各競技ノ採點ハ國際陸上競技五種十種競技採點表ニヨリ其總得點最高ノモノヨリ順次勝敗ノ順序ヲ定ム。但シ一種目ニテモ棄權シタルモノハ勝敗ノ順位ヨリ除外ス。
- ⑧ 採點表ハ別表ニアリ。

解説

- ④ 競走は抽籤によつて組を分けて競走する。但し人員は審判長の権限で加減し得られる。
  - ⑤ 各個人の計時は必ず三個の時計を以つてする必要がある。
  - ⑥ 混成技の競走に於ては二回の不正出發をしたものは其の後は全距離の一分の後退をさせられ又二回の反則をしたもの都合反則五回をすれば除外され其の種目は零點となる。
- 採點表千點以上の好成績を得た時は同様比例によつて千點以上の點を與へる。

第五十一條 十種競技

- ① 十種競技ノ第一日ハ百米競走、走幅跳、砲丸投、走高跳、四百米競走、第二日ハ百十米障

- 碍競走、圓盤投、棒高跳、槍投、千五百米競走ノ十種目ヨリ成リ如上ノ順序ニヨリテ二日間ニ涉リテ行フモノトス。
- ② 走幅跳及各投擲競技ニ於テハ各競技者ハ只三回ノ試技ヲ許サルノミニシテ別ニ決勝競技ヲ行フコトナシ。
- ③ 百米、四百米、百十米障碍競走ハ三人又ハ四人一組トナシテ行ヒ千五百米競争ハ五人又ハ六人一組トナシテ行フ。組ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム。
- ④ 審判長ハ必要ニ應ジテ是等一組ノ人員ヲ加減スルコトヲ得。
- ⑤ 各競走ニ於テハ各競技者毎ニ三個ノ時計ヲ以テ計測サル。
- ⑥ 百米、四百米及百十米障碍競走ニ於テハ二回ノ不正出發ノ後更ニ不正出發ヲナシタルモノハ其距離ノ「パーセント」ノ罰則ヲ受ク。罰則ニヨル處分二回ヲ受ケタル後ニ尙反則出發ヲナセル競技者ハ其ノ種目ニ限り除外セラルモノトス。
- ⑦ 各競技ノ採點ハ國際陸上競技五種十種競技採點表ニヨリ總得點最高ノモノヨリ順次勝敗ノ順序ヲ定ム。但シ一種目ニテモ棄權シタルモノハ勝敗ノ順位ヨリ除外ス。

齋 辰 雄(於全日本)		
100米	11 <sup>秒</sup> 4	809,60
走 幅	6*39	703,55
砲 丸	11*72	638,00
走 高	1*68	650,00
400米	55 <sup>秒</sup> 0	744,32
障 害	16 <sup>秒</sup> 8	829,00
圓 盤	38*07	728,68
棒 高	3*20	595,00
槍 投	45*90	584,75
1500米	5 <sup>分</sup> 04 <sup>秒</sup>	596,80
合 計		<u>6879,70</u>

◎採點法一例

二 ●採點表ハ別表ニアリ。

解説

十種競技も五種競技と全く同様五種目づゝを二日に分けて行ふ丈より差はないから別に解釋を加えない。

混成競技に就いておことはりして置き度いのは採點表であつて往々にして誤植があるから注意して欲しい。最も確實なるべき國際陸上競技聯盟のそれさえも二ヶ所の誤植があつた位で昨年度の本

聯盟のものにも遺憾乍ら二ヶ所誤植あつたが今年は氣を付けたから正確のものとする。採點の方法についても時々間違がある様であるから注意して戴き度い。例へば百米競走等が十分

の一秒制になれば五分の一秒につき四七點六〇の半分つまり二三點八〇の割で計算しなければならぬ。つまり一一秒一は八八一點〇〇となる。

又之は極く簡單のくせに誤る事が多いが千五百米で四分一一秒二の時間を示すとすれば、表中九一四點八〇から五分の一秒の得點一點二〇を引いて九一三點六〇にしなければならぬのを跳擲技と同一視して加算する事があるから注意しなければならぬ。

第八章 雜種競技

第五十二條 綱引

各組ハ同數ノ競技者ヲ以テ組織セラルベシ。

綱ハ中央部ニ三米六六ト兩端ニ各三米六六ノ餘分ヲ存スル外競技者一名ニ付一米二二ヲ占有シ得ル程度ノ長サヲ要ス。

綱ノ太サハ周圍一〇釐ヲ下ルベカラズ而シテ結び目其他手ガカリニ便ナラシムル裝置アルベカラズ。

綱ノ中央部ニ白布ヲ以テ標識ヲ附シ更ニコノ標識ヨリ左右各一米八三ノ所ニモ夫々赤布ヲ以テ標識ヲ附スベシ。

綱ノ中央部ニ當ル地點ニ綱ト直角ノ方向ニ中央線ヲ引キ、其ノ兩側各一米八三ノ地點ニモ中央線ト平行ニ二本ノ線ヲ引キ之ヲ側線ト稱ス。

各競技者ハ踵ナキ底面平ニシテ何等ノ細工ヲ施サザル靴ヲ用フベシ。手袋ヲハメ又ハ粘性

ノ物質ヲ手又ハ綱ニ塗ルコトヲ得ズ。

各競技者ハ如何ナル場合ト雖モ足部以外ノ部分ヲ故意ニ地ニ着クルコトヲ得ズ、又勝敗開始前ニ足又ハ他ノ方法ヲ以テ穴ヲ穿ツコトヲ得ズ。

綱引ノ際最後尾ノ競技者(アンカーマン)ハ如何ナル場合ト雖モ綱ヲ結び又ハ引懸クルコトヲ得ズ、又何レノ手ト雖モ故意ニ地ニ着クルコトヲ得ズ。

綱引競技ニ於テハ一名ノ審判員ト二名ノ監察員ヲ置ク。

審判員ハ號令ヲ以テ競技開始ヲ命ジ、中央線ト兩側線ヲ監視シ、呼笛ヲ以テ勝敗ノ決セルコトヲ示スベシ。

審判員ハ反則アルトキ其ノ反則セル組ヲ失格セシメ、競技ノ中途ニ於テ其ノ競技ノ勝敗ノ決セルコトヲ宣告シ、又ハ反則セル組ヲ全然該競技ヨリ除外スルコトヲ得。

監察員ハ規則ガ嚴守サルルヤ否ヤヲ監視シ、若シ之ニ違反セル者アルトキハ直チニ審判員ニ通告スベシ。

勝敗ハ一方ノ組ガ相手方ノ標識ヲ自己ノ側ニアル側線上ヲ超ユル迄引ヨセ若クハ一方ノ競

技者ノ足ノ一部ガ中央線ヲ横ギリタル時ヲ以テ決ス。  
兩組ノ競技者ガ何レモ勝敗ノ決セラレザル前ニ（一方ノ側線ニアル標識ガ他方ノ側線ヲ超エザルトキ）綱ヲ放擲シタルトキハ引分トシテ試合中ノ勝敗數ニハ關係セズ。  
一試合ハ三回勝負トス。

總テ重量ニ制限アル場合ニ於テハ審判員ハ二人ノ補助員ニ命ジテ競技開始前競技者ノ正確ナル體量ヲ調べ置クベシ。

各組ハ抽籤ニヨリテ二組ヅツノ組ニ分ケラレ競技ヲ行フ。而シテ一回戦後ニ於テ不戦組ナキ様仕組マルベシ。

参加ノ組ガ三組ノ場合ニ若シ第一回戦ノ勝者ガ不戦組ニ勝テタルトキハ第二位ヲ定ムルタメ他ノ二組ハ更ニ試合ヲ行フ。

第九章 公式器具明細

第五十三條 一般規則

本聯盟ノ記録ヲ作ルニハ其ノ使用器具ガ本聯盟ノ採用スル公式器具明細ト合致セザル時ハ本聯盟ノ記録トシテ認可セズ。

第五十四條 障 碍

構造 障碍ハ二本ノ木製ノ柱トコレニヨツテ直角ニ支ヘラレタル木製ノ梓組トヨリ成リ、

柱ハ底部中心ニ固定サルモノトス。

障碍ノ高サハ高低自在ニ調節シ得ルヤウ作ルヲ得ルモ其ノ各高サハ嚴密ニ一定セザルベカラズ。

寸法 梓ノ幅ハ一米二ニ下ルベカラズ。

柱ノ基底ノ脚ノ長サハ五〇纏ヲ下ルベカラズ。



各障碍ノ高さハ百十米障碍競走用ノモノハ一米〇六、四百米障碍競走用ノモノハ高サ〇米九一四、二百米障碍競走用ノモノハ高サ〇米七六二タルベシ。  
重量 總重量ハ各々七斤ヲ下ルベカラズ。  
仕上 障碍ノ上部ノ枠ノ部分ハ白「ペンキ」塗トス。

第五十五條 「リレー・レース」用木管

構造 管ハ木製中空ノ筒ナルベシ。  
寸法 長サ三〇纏ヲ超ユルベカラズ、周圍ハ十二纏ヲ下ルベカラズ。  
重量 重量ハ五〇瓦ヲ下ルベカラズ。

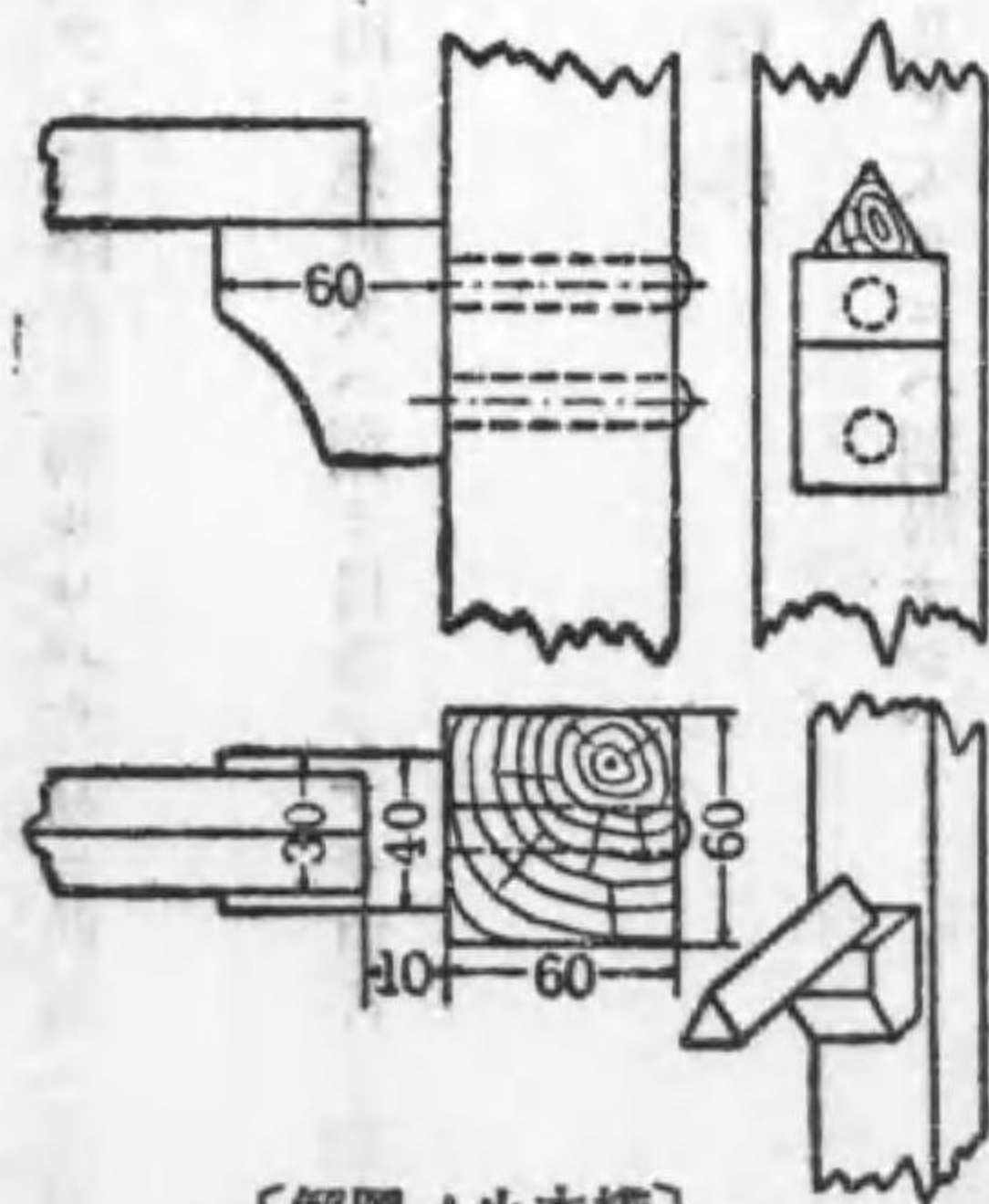
第五十六條 決勝審判臺

構造 審判臺ハ木製ニシテ如何ナル方向ニモ移動シ易キ様作ルベシ。  
寸法 審判臺ハ高サ二米奥行三米幅一米一〇ヲ有ス可シ、其ノ形態ハ五段ヲ有スル階段狀

ヲナシ各階段ハ高サ四〇纏奥行六〇纏ノモノナル可ク片側ノ階段ハ更ニ各二分セラレテ昇降ノ便ヲ計ル可シ。

第五十七條 跳躍用支柱、横木、横木止

支柱 支柱ハ如何ナル型ニテモ如何ナル種類ノ材料ニテ製作スルモ差支ヘナシ。  
横木 横木ハ木製ニシテ一邊ノ長サ三纏ノ三角柱ノモノナル可シ。横木ノ長サハ三米六六以上四米以下タルベシ。長サノ等シキ二本ノ横木材ヲ約三〇纏ノ長サヲ有スル金屬製ノ鞘ニテ接続セルモノヲ用フルモ差支ヘナシ。  
走高跳ニ於テハ横木ノ兩端ハ支柱ヨリ一纏以上離シテ保タル可ラズ。  
高跳用横木止 ハ上面平ナル幅四纏、長サ六纏ノ金具ヨリナル各支柱ニ直角ニ互ニ向キ合ヒ地面



〔解圖ノ止木横〕

ト水平ニ取付ラル可シ。横木ハ其ノ上ニ乗セラレ跳躍者ガ觸ルレバ容易ニ前後ニ落ツル様作ラル可シ。

棒高跳用横木止 横木止ハ支柱ヨリ水平ニ七纏五突出シ裁痕又ハ刻ミ目等ノナキ直径一纏三〇ヨリ太カラザル圆柱タル可シ。

第五十八條 棒高跳用棒

構造 棒ハ木製、竹製何レニテモ差支ヘナク長サ及ビ太サニハ制限ナシ。

棒ハ粘着性ノ「テープ」ヲ以テ均一ノ厚サニ巻クコトヲ得ト雖モ其他ノ跳躍ヲ助クル人工的細工ヲ施スコトヲ得ズ。棒ノ下端ニハ金屬製ノ穂又ハ木栓ヲ附スルコトヲ得。

第五十九條 踏切板

構造 踏切板ハ木製トス。

寸法 踏切板ハ長サ少クトモ一米二二、幅少ナクトモ二〇纏、厚サ少クトモ一〇纏一六タ

ル可シ。

仕上 白「ペンキ」塗リトス。

第六十條 槍

構造 槍ハ木製ニシテ鋼又ハ鐵ノ鋭キ穂先ヲ附ス。

穂先ト重心トノ距離ハ一一〇纏ト九〇纏トノ間ニアル様ニ作ル可キモノトス。

把握部 槍ノ重心點ノ部分ニ鞭繩ヲ以テ特種ノ凹凸又ハ襲ナキ様巻キタル幅一六纏ノ握ヲ作ル。而シテ上述ノ握以外ニ把握ニ便ナルモノヲ作ル事ヲ得ズ。握ノ圓周ト柄ノ圓周トノ差ハ何レノ部分ニテモ二纏五ヲ超ユベカラズ。

寸法 長サハ二米六ヲ下ル可カラズ。

重量 重量ハ八百瓦ヲ下ル可カラズ。

第六十一條 重錘

頭部 頭部ハ鉛ヲ充填シタル鐵又ハ眞鍮球ニシテ把手ヲ取付ケル爲ニ鑄鋼ノ有孔繫桿ヲ有ス。

**把手** 把手ハ直徑一〇二七ノ太サヲ有スル鐵又ハ鋼鐵ノ圓線ヲ以テ作ラレ、ソノ一邊ノ長サハ内側ニテ一八〇以下ノ三角形ニ曲ゲタルモノナルベシ。

**結合** 把手ハ直徑〇〇九五ノ太サヲ有スル溶接セラレタル鋼環ニ依ツテ結合スベシ。

**重量** 總體ノ重量ハ二五七四〇一ヲ下ルベカラズ。

**長サ** 總體ノ長サハ四〇〇〇ヲ超ユベカラズ。

第六十二條 鐵 槌

**頭部** 頭部ハ鉛ヲ充填シタル鐵又ハ眞鍮球ニテ成リ球形タル可シ。

**線** 線ハ直徑小クトモ〇〇三ノ彈性アル鋼鐵線又ハ直徑〇〇二五ノ第三十六番ノ「ピア」線ニシテ接目又ハ結節ナキモノナルベシ。

此線ハ結合ノ爲メ一端又ハ兩端ヲ振曲ゲルコトヲ得。

**把手** 把手ハ環狀ニシテ單線(一重)又ハ複線(二重)ヲ以テ作リタルモノ何レニテモ可ナリ。但シ撓マザルモノニシテ又如何ナル結節モ無キモノタルコトヲ要ス。

競技者ハ公認ノ把手トハ異ナルモノト雖モ審判員ノ許可ヲ得タル時ハ使用スルコトヲ得。

**結合** 線ハ一ノ旋廻軸又ハ環ニ依ツテ頭部ニ連接シ把手ハ環ニ依ツテ線ニ連ル。

**重量** 總體ノ重量ハ七五七ヲ下ル可ラズ。

**長サ** 總體ノ長サハ一米二二ヲ超ユベカラズ。

第六十三條 砲 丸

**構造** 砲丸ハ鉛ヲ充填シタル鐵又ハ眞鍮球ヨリナリ完全ナル球形ナルベシ。

**重量** 重量ハ七五七ヲ下ルベカラズ、但シ競技種目ノ協定ニヨリテハ五五七四四二一ノモノヲ使用スルコトヲ得。

第六十四條 圓 盤

**構造** 圓盤ハ滑カナル金屬性ノ輪縁ヲ木盤ノ胴體ニ完全ニ固着セシメタルモノナリ、其ノ

重量ヲ正確ナラシムル爲ニ圓盤ノ正シキ中央部木盤ノ兩面ニ何等突起セザル眞鍮製ノ平圓盤ヲ平坦ニ箝入ス。

此ノ眞鍮平圓盤ハ圓形ヲナシ直径五纏一以上五纏七以下ナルベシ。

圓盤ノ兩面ハ相似形ニシテ何等ノ凹凸又ハ突起有ルベカラズ。

圓盤ノ兩面ハ輪縁ヨリ初マリ圓盤ノ中心ヲ去ルコト二纏五ノ距離ニ至ルマデ直線ヲナス様ニ作ルベキモノトス。

寸法 圓盤ハ少クトモ二纏ノ直径ヲ有スベシ。

中心ノ厚サハ四纏四五ヲ下ルベカラズ。中心ヲ離ルルコト二纏五ノ點ニ到ル厚サハ正確ニ同一ナルベシ。

縁端ヨリ〇纏六ノ距離ニ存スル外縁ノ厚サハ一纏二七ヲ下ル可カラズ。

重量 重量ハ二疋ヲ下ルベカラズ。

寸法 形状重量ガ總テ本條ニ合致スルトキハ全部金屬性ノ圓盤ヲ作用スルコトヲ得。

第六十五條 投擲用 圈

構造 投擲用圈ハ帶狀ヲナセル鐵・鋼鐵・木又ハ網ヲ以テ作ル。

寸法 投擲用圈ハ總テ内側ノ直径二米一三五タベシ。

但シ圓盤投用ノ圈ニ於テハ直径二米五トス。

金屬製ノ圈ノ場合ニハ厚サ〇纏六高サ七纏六タルベシ。

木製ノ圈ノ場合ニハ厚サ七纏六高サ五纏タルベシ。

網製ノ場合ニハ網ノ直径二纏タルベシ。

仕上 圈ハ白「ペンキ」塗トス。但シ網ハ保存上「タール」ヲ塗ルモ差支ヘナシ。

第六十六條 足 留 材

構造 足留材ハ木製トス。

寸法 足留材ハ少クトモ長サ一米二二厚サ一一纏五高サ一〇纏ヲ有セザルベカラズ。

仕上 白「ベンキ」塗トス。

第六十七條 鐵槌投用ノ圍障

鐵槌投ハ觀覽者ノ安全ヲ期スル爲ニ次ノ如キ構造ヲ有スル圍障ノ中ニテ之ヲ行フ。

圍障ハ圓形ニシテ其内部ノ直徑少クトモ八米二三高サ二米一三ヲ下ル可カラズ。

圍障ノ正面ニハ鐵槌ヲ投グル爲ノ約七米ノ切目ヲ作ル。

圍障ハ金網ヲ以テ作り金網ノ目ハ各五纏七及一二纏ノ兩邊ヲ有スル菱形トシ直徑〇纏九五  
三ノ鋼計金ヲ以テ編ムモノトス。

筒柱ヲ地中ニ少クトモ七六纏ノ深サニ打込ミ相互ノ間隔二米四三八ヲ超ヘザルモノトス。  
筒柱ノ口徑ハ少クトモ六纏四トス。場所一定セル場合ニハ地中ニ固定セル柄受ノ上ニ金網ヲ  
定着シタル筒柱ヲ垂直ニ嵌メ込ミ取外シ式ノ圍障ヲ用意シ置クヲ可トス。柄受ハ筒柱ヲ取去  
レル場合ノ爲ニ蓋ヲ有スルモノトス。

第六十八條 槍投踏切材

構造 木材ヲ以テ作り其ノ内側ノ一端ヲ踏切線トス。

寸法 踏切材ハ幅七纏少クトモ三米六六ヲ有スル木材ニシテ之ヲ表地ト同平面ニ埋メルモ  
ノトス。

仕上 白「ベンキ」塗トス。

第六十九條 投擲用角度標示及標示旗

圓圈内ニテ行ハルル投擲競技ニ於テハ九十度ノ角度内ニ投擲物ヲ投射ス可キモノニシテ其  
ノ角度ノ分界ヲ現ハス爲ニハ圓圈ノ中心ニ於テ相交又スル二本ノ線ヲ地上ニ引キ其ノ線ノ終  
點ニハ各標示旗ヲ以テ明示セラルベシ。

投擲角度ヲ標示スルニ用フル旗ハ全部金屬製ナル可シ而シテ其ノ形態ハ各一〇纏及一八纏  
ノ兩邊ヲ有スル長方形ノモノナル可ク竿ハ直徑〇纏八長サ九一纏五以下タルベカラズ。此ノ  
旗ハ赤色ニ塗リ上ダラルベシ。

第十章

アマチュア一般競技者ト専門競技者

第七十條

アマチュア一般競技者

一般競技者トハ競技ヲ以テ競技者ガ社交健康ヲ目的トシ競技ニヨリテ享クル愉快ヲ愛好スルガ爲ニ競技ヲナスモノヲ云フ。

解説

アマチュアと云ふ字はラテン語のアモと云ふ字から來たもので「愛」と云ふ意味であつて競技を愛好する者の總稱である。競技は本來體育的社交的精神的の目的のためになすものであるのが邪道に入つて金錢的に往々にして其の根本の精神を穢す事があるのを嫌つて飽までこの精神で進まんが爲に苟しくもこの目的に反する者を專業競技者として競技を共にする事をさけるのである。

第七十一條

専門競技者

- ① 賞金又ハ金錢上ノ報酬ヲ得ンガ爲ニ競技スルモノハ總テノ競技ニ於ケル專業競技者トス。
- ② 陸上競技ニ於テ專業競技者ニ與シ又ハ之ニ對抗シテ競技シタルモノハ專業競技者トス。
- ③ 金錢又ハ金錢ニ等シキ報酬ヲ受ケテ他人ニ運動ヲ教授シ又ハ之ヲ訓練シ又ハ練習ヲ指導スルヲ業トスルモノハ專業競技者トス。但シ國家、學校又ハ其ノ他教育團體ニ奉仕スル者又ハ之ヲ代表スル者ニシテ其本務又ハ奉仕任務ニ附隨スル職責トシテ指導ヲナス者ハ專業競技者ト認メザルコトアル可シ。

④ 前記ノ原則ニヨリ左ノ項ニ觸ルル者ハ悉ク一般競技者トシテ競技ニ参加スル資格ヲ失フ。

イ、自身出場スベキ競技ニ關シテ賭博ヲ爲スコト又ハ之ニ關シテ一切ノ賭博行爲ヲ爲ス者ト關係ヲ結ビタルコト。

ロ、優勝記念ノ意味ヲ表徴スベキ語句又ハ文字ヲ彫刻スルヲ得ザルガ如キ物品ヲ賞品又ハ記念品トシテ受領シタル場合。受賞者ガ生涯所持シ得ザルガ如キ物品ヲ賞品トシテ受領スルコト。

ハ、其ノ受領セル賞品ヲ賣却質入スルコト。

ニ、何レノ競技會タルヲ問ハズ偽名ヲ以テ出場スルコト。  
 ホ、專業競技者ニ與シ若シクハ之ニ對シ又ハ金錢若クハ之ニ等シキ利得ヲ目的トシテ競技スベシトノ挑戰狀ヲ發シ又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ其ノ意志ヲ發表スルコト。  
 ヘ、競技會ニ出場スルニ際シ自身往復（旅費汽船一等汽車二等以下急行寢臺料金及ビ食費一回一圓以下）滞在費ハ宿泊料食料費ノ實費。但シ一日金十圓ヲ超ユル事ヲ得ズ。  
 右ノ外如何ナル名義タルヲ問ハズ金錢上ノ利得ヲ受領スルコト。  
 ト、競技出場又ハ練習中ノ缺勤ニヨレル利益ノ減收又ハ給金ノ損失ヲ名トシテ直接間接ヲ問ハズ金錢ヲ受領スルコト。  
 チ、俱樂部又ハ其ノ他ノ名稱ヲ用フル運動團體ニ入會シ又ハ永ク其ノ會員タルコトヲ約束シテ直接又ハ間接ニ報酬ヲ受クルコト。  
 リ、自己ガ勤務シタル運動團體ヲ代表シ又ハ其ノ團體ヨリ派遣セラレテ競技ニ參加スルコト。使用人タラザルモ其ノ團體ノ爲ニ勞役ニ服シ依ツテ報酬ヲ受クル時ハ亦同ジ。  
 ヌ、運動競技ノ專業ニ就クコト又ハ金錢受領ヲ條件トシテ競技會ニ參加ス可キコトヲ契約

スルコト。  
 ル、商店、製造家又ハ其ノ代理人ヨリ報酬ヲ受ケテ其ノ物品、機械ヲ使用シ、又ハ自己ノ氏名ヲ是等ノ商店又ハ製造品ノ廣告堆獎ニ利用セシムルコト。  
 ⑤ 甚シク運動家精神ニ悖レル行爲アリタル者ハ一般競技者ニ伍スルヲ得ズ。  
 ⑥ 自ラ意識スルコトナク專業競技者トナリタル者ハ一般競技者ニ復歸スルコトヲ認ムルコトアル可シ。

解説

列記せられたる具體的事項の有無に係らず第五項にある如く苟もアマチュアノ精神に反する行爲あらば審判長は之を除外する事が出来る。

- ① 如何なる運動たるを問はず賞金又は金錢上の報酬（名義の如何によらず）を得んが爲に競技する者は專業競技者と見做す。
  - ② 專業競技者と共に競技する事を禁じたものでアマチュア競技の獨立を表明したものである。
- 國際規則の中にゼノア會議で定められた決議「アマチュア協會として專業競技に關係するのは適

當でないからアマチュア團體は常に專業競技に左右されない様な地位に置かなければいけないからアマチュア協會所屬の競技場其他を專業試合に使用させてはならない。」や又國際聯盟規則第三條中に總會へ派遣する各國代表委員さへ「アマチュア」として競技する資格あるものに限定してある等から見ても單にアマチュア競技者が專業競技者と競技する事を嫌ふのみならず、アマチュア組織に專業者の觸れる事さへ禁じて居る。

但し國際規定では陸上競技以外の專業競技者と金錢を目的とせずして競技した時は當該國の代表競技團體の承認により專業競技者と認めない事がある。

●本項に於て競技者が指導(コーチ)又は之と類似の事をして金錢又は夫れと同様な報酬を受ける事を禁じてある。

但本項に例外があつて國內の競技については國家學校教育團體等に務めて居る者がたま／＼競技指導を命ぜられる様な事があつても本務が競技關係でなければアマチュアとして認める事が出来る。この條文をよく誤解する人があるが體育教師はアマチュアではない。夫れは體育教師は其本務が體育指導にあるので本務に附隨して運動を指導するものではない。

●前記諸項の原則より解釋して以下各項にわたる條文に觸れる者は「アマチュア」の資格を失ふ。

イ、自分の出場する競技に關して賭博し又は自身で賭博しなくてもそんな者と關係を結ぶ事はアマチュアの精神に悖るを以て之を禁じてある。

ロ、之は寧ろ司會者に多く知つて貰はなければならない事であるが凡て賞品類には必ず優勝記念の文字を記入し得るものでなくてはならない。つまり消耗品の類は一切賞品とする事が出来ない。こんなものをやる事も貰ふ事も氣を付けなければならぬ。又價格も國際規則で普通十磅(約百圓)以下と定められてある。

ハ、自己が受領した賞品の類を賣却し又は入質等する事を禁じて居る。國際規則では讓渡さへ禁じて、之等賞品は本人が生涯所持して居ても代表團體の検査に應ぜられなければならないものと規定してある。

ニ、偽名を以て出場する事も「アマチュア」精神に反するを以て禁じてある。但し本名でなくてもよいが競技會の際常に自己が呼稱して居るもの、例をあげれば、マラソンの金栗氏、砲丸投の溝川君等は舊姓であるが故差支ない。この規約は一人で偽名してあちこちの競技會へ出る事



を禁ずる爲に出来たものである。

ホ、は(ニ)と類似して居るが、(ニ)に於ては競技した時に專業競技者となる様になつて居るのを尙深く規定して挑戦状を發したり、又試合せんとする意志の發表をも禁じたものである。

ヘ、競技會出場の爲や指導に行く旅費と稱して多額の金員を支給する事を禁じたものである。旅費は自身の往復旅費(汽船一等汽車二等以下急行、寝臺料金、食費一回一圓以下)滞在費一日十圓以下の外は一切金銭を貰ふ事が出来ない。尙斯かる金銭は直接本人に支給する事なく代表團體を通じて本人に渡すか、團體の場合には其の團體の代表者が一切の事務をとつて競技者に一切金銭を觸れさせない様にする方がよい。尙國外へ旅行せんとする時は一年内に普通廿一日以上の滞在費の支給を許されない。

ト、競技會出場の爲にする缺勤によつて生じた利益の損失に對して金銭を受ける事は出来ない。チ、或る運動團體(クラブ等)に入會して又は其の會員たる事を約束してその爲に報酬をうける時は專業者と認められる、日本では現在に於てはクラブ等が發達して居ないから之の弊に觸れないかも知れないが或る學校等で若し有名な選手を入學せしめて其の者に何等かの形式で報酬を

やつたとすれば無論その人は「アマチュア」の資格を失ふ。

リ、自分が勤めて居る運動團體を代表して競技に参加する事を禁じて居る、この勤務と云ふ意味は使用人でなくても或る仕事をして報酬を貰ふ事も含めて居る、前項と共にアマチュアが廣告に利用される事を防止したものである。

ヌ、競技會出場に際し金銭領収又は專業競技者になる事を條件として參加契約をする事はアマチュアの精神に反するを以て之を禁じてある。

ル、廣告に利用される事を避けたものであつて、商人等より報酬を貰つて其の物品を使用する事又は自分の名を商品の推舉に利用せしめる事はいけない。

併し本人が全然知らない内に廣告に使はれる場合があるから其の時は自己の關知しない旨を直ちに聯盟に届出すべきである。

●其他如何なる事たるを問はず甚だしく運動家精神に悖る行爲のあつた者は一般競技者と一緒に競技する事を禁じてある。

●規則を全く知らずに專業競技者となつた様な者は、場合によつて「アマチュア」とする事もある

五種競技及十種競技探點表

No 1. 一百米競走

時間	點	時間	點	時間	點	時間	點
10 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>	1000.00	11 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>	762.00	12 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>	524.00	13 <sup>4</sup> / <sub>5</sub>	238.40
10 <sup>4</sup> / <sub>5</sub>	552.40	11 <sup>4</sup> / <sub>5</sub>	714.40	12 <sup>4</sup> / <sub>5</sub>	476.40	14 <sup>0</sup>	190.80
11 <sup>0</sup>	504.80	12 <sup>0</sup>	666.80	13 <sup>0</sup>	428.80	14 <sup>1</sup> / <sub>5</sub>	143.20
11 <sup>1</sup> / <sub>5</sub>	857.20	12 <sup>1</sup> / <sub>5</sub>	619.20	13 <sup>1</sup> / <sub>3</sub>	381.20	14 <sup>2</sup> / <sub>5</sub>	95.60
11 <sup>2</sup> / <sub>5</sub>	809.60	12 <sup>2</sup> / <sub>5</sub>	571.60	13 <sup>2</sup> / <sub>5</sub>	333.60	14 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>	48.00
				13 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>	286.00	14 <sup>4</sup> / <sub>5</sub>	0.40

1912年オリンピック記録 10秒<sup>3</sup>/<sub>5</sub>=1000點 1/5秒=ツキ 47點60

No 2. 一走 巾 跳

距離	點	距離	點	距離	點	距離	點
7m60	1000.00	6m50	730.50	5m40	461.00	4m30	191.50
7.50	975.50	6.40	706.00	5.30	436.50	4.20	167.00
7.40	951.00	6.30	681.50	5.20	412.00	4.10	142.50
7.30	926.50	6.20	657.00	5.10	387.50	4.00	118.00
7.20	902.00	6.10	632.50	5.00	363.00	3.90	93.50
7.10	877.50	6.00	608.00	4.90	338.50	3.80	69.00
7.00	853.00	5.90	583.50	4.80	314.00	3.70	44.50
6.90	828.50	5.80	559.00	4.70	289.50	3.60	20.00
6.80	804.00	5.70	534.50	4.60	265.00		
6.70	779.50	5.60	510.00	4.50	240.50		
6.60	755.00	5.50	485.50	4.40	216.00		

1912年オリンピック記録 7米60=1000點 一厘=ツキ 2.45點

距離	點	距離	點	距離	點	距離	點
0m1	2.45	0m04	9.80	0m07	17.15	0m10	24.50
0.2	4.90	0.05	12.25	0.08	19.60		
0.3	7.35	0.06	14.70	0.09	22.05		

No 3. 一砲丸投 7庭 257.

距離	點	距離	點	距離	點	距離	點
15m34	1000	12m80	746	10m20	486	7m60	226
15.30	996	12.70	736	10.10	476	7.50	216
15.20	986	12.60	726	10.00	466	7.40	206
15.10	976	12.50	716	9.90	456	7.30	196
15.00	966	12.40	706	9.80	446	7.20	186
14.90	956	12.30	696	9.70	436	7.10	176
14.80	946	12.20	686	9.60	426	7.00	166
14.70	936	12.10	676	9.50	416	6.90	156
14.60	926	12.00	666	9.40	406	6.80	146
14.50	916	11.90	656	9.30	396	6.70	136
14.40	906	11.80	646	9.20	386	6.60	126
14.30	896	11.70	636	9.10	376	6.50	116
14.20	886	11.60	626	9.00	366	6.40	106
14.10	876	11.50	616	8.90	356	6.30	96
14.00	866	11.40	606	8.80	346	6.20	86
13.90	856	11.30	596	8.70	336	6.10	76
13.80	846	11.20	586	8.60	326	6.00	66
13.70	836	11.10	576	8.50	316	5.90	56
13.60	826	11.00	566	8.40	306	5.80	46
13.50	816	10.90	556	8.30	296	5.70	36
13.40	806	10.80	546	8.20	286	5.60	26
13.30	796	10.70	536	8.10	276	5.50	16
13.20	786	10.60	526	8.00	266	5.40	6
13.10	776	10.50	516	7.90	256		
13.00	766	10.40	506	7.80	246		
12.90	756	10.30	496	7.70	236		

1912年オリンピック記録 15米34=1000點 一厘=ツキ 1.00點

が其他にありては一度專業者となつたものは次後一切「アマチュア」として競技する事を許されな  
 5. ...  
 要するに「アマチュア」の規定は規則中最も難解のものであつて國情により夫れ／＼異なるし又  
 同じ事をして各個人の立場によつても違ふものであるから其の深い解釋は到底限りある紙面に書  
 きつくせるものでない。で本邦に於いては夫れ等の難解の場合は聯盟競技委員等によりて組織され  
 る資格審査會によつて之を決定する事になつて居る。

表點探技競種十及技競種五

No 6. 一百十米障碍競走

時	點	時	點	時	點	時	點
15 <sup>9</sup>	1000.0	17 <sup>4</sup> / <sub>5</sub>	734.0	20 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>	468.0	23 <sup>2</sup> / <sub>5</sub>	202.8
15 1/5	981.0	18	715.0	20 4/5	449.0	23 3/5	183.8
15 2/5	962.0	18 1/5	696.0	21	430.0	23 4/5	164.0
15 3/5	943.0	18 2/5	677.0	21 1/5	411.0	24	145.0
15 4/5	924.0	18 3/5	658.0	21 2/5	392.0	24 1/5	126.0
16	905.0	18 4/5	639.0	21 3/5	373.0	24 2/5	107.0
16 1/5	886.0	19	620.0	21 4/5	354.0	24 3/5	88.0
16 2/5	867.0	19 1/5	601.0	22	335.0	24 4/5	69.0
19 3/5	848.0	19 2/5	582.0	22 1/5	316.0	25	50.0
16 4/5	829.0	19 3/5	563.0	22 2/5	297.0	25 1/5	31.0
17	810.0	19 4/5	544.0	22 3/5	278.0	25 2/5	12.0
17 1/5	791.0	20	525.0	22 4/5	259.0		
17 2/5	772.0	20 1/5	506.0	23	240.0		
17 3/5	753.0	20 2/5	487.0	23 1/5	221.0		

1912年オリンピック記録 15秒=1000點 1/5秒=ツキ 19點

No 7. 圓盤投

距離	點	距離	點	距離	點
45m21	1000.00	39m20	771.62	33m00	536.02
45.20	999.62	39.00	764.02	32.80	528.42
45.00	992.02	38.80	756.42	32.60	520.82
44.80	984.42	38.60	748.82	32.40	513.22
44.60	976.82	38.40	741.22	32.20	505.62
44.40	969.22	38.20	733.62	32.00	498.02
44.20	961.62	38.00	726.02	31.80	490.42
44.00	954.02	37.80	718.42	31.60	482.82
43.80	946.42	37.60	710.82	31.40	475.22
43.60	938.82	37.40	703.22	31.20	467.62
43.40	931.22	37.20	695.62	31.00	460.02
43.20	923.62	37.00	688.02	30.80	452.42
43.00	916.02	36.80	680.42	30.60	444.82
42.80	908.42	36.60	672.82	30.40	437.22
42.60	900.82	36.40	665.22	30.20	429.62
42.40	893.22	36.20	657.62	30.00	422.02
42.20	885.62	36.00	650.02	29.80	414.42
42.00	878.02	35.80	642.42	29.60	406.82
41.80	870.42	35.60	634.82	29.40	399.22
41.60	862.82	35.40	627.22	29.20	391.62
41.40	855.22	35.20	619.62	29.00	384.02
41.20	847.62	35.00	612.02	28.00	346.02
41.00	840.02	34.80	604.42	27.00	308.02
40.80	832.42	34.60	596.82	26.00	270.02
40.60	824.82	34.40	589.22	25.00	232.02
40.40	817.22	34.20	581.62	24.00	194.02
40.20	809.62	34.00	574.02	23.00	156.02
40.00	802.02	33.80	566.42	22.00	118.02
39.80	794.42	33.60	558.82	21.00	80.02
39.60	786.82	33.40	551.22	20.00	42.02
39.40	779.22	33.20	543.62		

1912年オリンピック記録 45米 21=1000點 一ツキ=ツキ 0.33點

距離	點	距離	點	距離	點
0m01	0.38	0m05	1.90	0m03	3.04
0.02	0.76	0.06	2.28	0.09	3.42
0.03	1.14	0.07	2.66	0.10	3.80
0.04	1.52				

說解則規技競上陸本日

距離	點	距離	點	距離	點
0m01	1	0m05	5	0m08	8
0.02	2	0.06	6	0.09	9
0.03	3	0.07	7	0.10	10
0.04	4				

No 4. 一走 高跳

高さ	點	高さ	點	高さ	點
1m93	1000.00	1m70	678.00	1m40	258.00
1.90	958.00	1.60	538.00	1.30	118.00
1.80	818.00	1.50	398.00		

1912年オリンピック記録 1米93=1000點 一ツキ=ツキ 14點

高さ	點	高さ	點	高さ	點
0m01	14	0m05	70	0m08	112
0.02	28	0.06	84	0.09	126
0.03	42	0.07	98	0.10	140
0.04	56				

No 5. 一四百米競走

時間	點	時間	點	時間	點	時間	點
48 <sup>1</sup> / <sub>5</sub>	1000.00	55 <sup>9</sup> / <sub>5</sub>	744.32	1'01 <sup>4</sup> / <sub>5</sub>	488.64	1'08 <sup>3</sup> / <sub>5</sub>	232.96
48 2/5	992.48	55 1/5	736.80	1.02	481.12	1.08 4/5	225.44
48 3/5	984.96	55 2/5	729.28	1.02 1/5	473.60	1.09	217.92
48 4/5	977.44	55 3/5	721.76	1.02 2/5	466.08	1.09 1/5	210.40
49	969.92	55 4/5	714.24	1.02 3/5	458.56	1.09 2/5	202.88
49 1/5	962.40	56	706.72	1.02 4/5	451.04	1.09 3/5	195.36
49 2/5	954.88	56 1/5	699.20	1.03	443.52	1.09 4/5	187.84
49 3/5	947.36	56 2/5	691.68	1.03 1/5	436.00	1.10	180.32
49 4/5	939.84	56 3/5	684.16	1.03 2/5	428.48	1.10 1/5	172.80
50	932.32	56 4/5	676.64	1.03 3/5	420.96	1.10 2/5	165.28
50 1/5	924.80	57	669.12	1.03 4/5	413.44	1.10 3/5	157.76
50 2/5	917.28	57 1/5	661.60	1.04	405.92	1.10 4/5	150.24
50 3/5	909.76	57 2/5	654.08	1.04 1/5	398.40	1.11	142.72
50 4/5	902.24	57 3/5	646.56	1.04 2/5	390.88	1.11 1/5	135.20
51	894.72	57 4/5	639.04	1.04 3/5	383.36	1.11 2/5	127.68
51 1/5	887.20	58	631.52	1.04 4/5	375.84	1.11 3/5	120.16
51 2/5	879.68	58 1/5	624.00	1.05	368.32	1.11 4/5	112.64
51 3/5	872.16	58 2/5	616.48	1.05 1/5	360.80	1.12	105.12
51 4/5	864.64	58 3/5	608.96	1.05 2/5	353.28	1.12 1/5	97.60
52	857.12	58 4/5	601.44	1.05 3/5	345.76	1.12 2/5	90.08
52 1/5	849.60	59	593.92	1.05 4/5	338.24	1.12 3/5	82.56
52 2/5	842.08	59 1/5	586.40	1.06	330.72	1.12 4/5	75.04
52 3/5	834.56	59 2/5	578.88	1.06 1/5	323.20	1.13	67.52
52 4/5	827.04	59 3/5	571.36	1.06 2/5	315.68	1.13 1/5	60.00
53	819.52	59 4/5	563.84	1.06 3/5	308.16	1.13 2/5	52.48
53 1/5	812.00	1'00	556.32	1.06 4/5	300.64	1.13 3/5	44.96
53 2/5	804.48	1.00 1/5	548.80	1.07	293.12	1.13 4/5	37.44
53 3/5	796.96	1.00 2/5	541.28	1.07 1/5	285.60	1.14	29.92
53 4/5	789.44	1.00 3/5	533.76	1.07 2/5	278.08	1.14 1/5	22.40
54	781.92	1.00 4/5	526.24	1.07 3/5	270.56	1.14 2/5	14.88
54 1/5	774.40	1.01	518.72	1.07 4/5	263.04	1.14 3/5	7.36
54 2/5	766.88	1.01 1/5	511.20	1.08	255.52		
54 3/5	759.36	1.01 2/5	503.68	1.08 1/5	248.00		
54 4/5	751.84	1.01 3/5	496.16	1.08 2/5	240.48		

1912年オリンピック記録 48秒 1/5=1000點 1/5秒=ツキ 7點 52

表點採技競種十及技競種五

No 10. 一千五百米競走

時間	點	時間	點	時間	點	時間	點
3'56"4/5	1000.00	4'38"	752.80	5'20"	500.80	6'02"	248.80
3.57	998.80	4.39	746.80	5.21	494.80	6.03	242.80
3.58	992.80	4.40	740.80	5.22	488.80	6.04	236.80
3.59	986.80	4.41	734.80	5.23	482.80	6.05	230.80
4.00	980.80	4.42	728.80	5.24	476.80	6.06	224.80
4.01	974.80	4.43	722.80	5.25	470.80	6.07	218.80
4.02	968.80	4.44	716.80	5.26	464.80	6.08	212.80
4.03	962.80	4.45	710.80	5.27	458.80	6.09	206.80
4.04	956.80	4.46	704.80	5.28	452.80	6.10	200.80
4.05	950.80	4.47	698.80	5.29	446.80	6.11	194.80
4.06	944.80	4.48	692.80	5.30	440.80	6.12	188.80
4.07	938.80	4.49	686.80	5.31	434.80	6.13	182.80
4.08	932.80	4.50	680.80	5.32	428.80	6.14	176.80
4.09	926.80	4.51	674.80	5.33	422.80	6.15	170.80
4.10	920.80	4.52	668.80	5.34	416.80	6.16	164.80
4.11	914.80	4.53	662.80	5.35	410.80	6.17	158.80
4.12	908.80	4.54	656.80	5.36	404.80	6.18	152.80
4.13	902.80	4.55	650.80	5.37	398.80	6.19	146.80
4.14	896.80	4.56	644.80	5.38	392.80	6.10	140.80
4.15	890.80	4.57	638.80	5.39	386.80	6.21	134.80
4.16	884.80	4.58	632.80	5.40	380.80	6.22	128.80
4.17	878.80	4.59	626.80	5.41	374.80	6.23	122.80
4.18	872.80	5.00	620.80	5.42	368.80	6.24	116.80
4.19	866.80	5.01	614.80	5.43	362.80	6.25	110.80
4.20	860.80	5.02	608.80	5.44	356.80	6.26	104.80
4.21	854.80	5.03	602.80	5.45	350.80	6.27	98.80
4.22	848.80	5.04	596.80	5.46	344.80	6.28	92.80
4.23	842.80	5.05	590.80	5.47	338.80	6.29	86.80
4.24	836.80	5.06	584.80	5.48	332.80	6.30	80.80
4.25	830.80	5.07	578.80	5.49	326.80	6.31	74.80
4.26	824.80	5.08	572.80	5.50	320.80	6.32	68.80
4.27	818.80	5.09	566.80	5.51	314.80	6.33	62.80
4.28	812.80	5.10	560.80	5.52	308.80	6.34	56.80
4.29	806.80	5.11	554.80	5.53	302.80	6.35	50.80
4.30	800.80	5.12	548.80	5.54	296.80	6.36	44.80
4.31	794.80	5.13	542.80	5.55	290.80	6.37	38.80
4.32	788.80	5.14	536.80	5.56	284.80	6.38	32.80
4.33	782.80	5.15	530.80	5.57	278.80	6.39	26.80
4.34	776.80	5.16	524.80	5.58	272.80	6.40	20.80
4.35	770.80	5.17	518.80	5.59	266.80	6.41	14.80
4.36	764.80	5.18	512.80	6.00	260.80	6.42	8.80
4.37	758.80	5.19	506.80	6.01	254.80	6.43	2.80

1912年オリンピック記録 3分56秒4/5=1000點 1/5秒=ツキ 1點20

No 11. 二百米競走

時間	點	時間	點	時間	點	時間	點
21"3/5	1000	24"	736	26"2/5	472	28"3/5	230
21 4/5	978	24 1/5	714	26 3/5	450	28 4/5	208
22	956	24 2/5	692	26 4/5	428	29	186
22 1/5	934	24 3/5	670	27	406	29 1/5	164
22 2/5	912	24 4/5	648	27 1/5	384	29 2/5	142
22 3/5	890	25	626	27 2/5	362	29 3/5	120
22 4/5	868	25 1/5	604	27 3/5	340	29 4/5	98
23	846	25 2/5	582	27 4/5	318	30	76
23 1/5	824	25 3/5	560	28	296	30 1/5	54
23 2/5	802	25 4/5	538	28 1/5	274	30 2/5	32
23 3/5	780	26	516	28 2/5	252	30 3/5	10
23 4/5	758	26 1/5	494				

1912年オリンピック記録 21秒3/5=1000點 1/5秒=ツキ 22點

說解則規技競上陸本日

No 8. 一棒 高 跳

高さ	點	高さ	點	高さ	點
3m95	1000	3m30	649	2m60	271
3.90	973	3.20	595	2.50	217
3.80	919	3.10	541	2.40	163
3.70	865	3.00	487	2.30	109
3.60	811	2.90	433	2.20	55
3.50	757	2.80	379	2.10	1
3.40	703	2.70	325	2.00	

1912年オリンピック記録 3米95=1000點 一標=ツキ 5點4

高さ	點	高さ	點	高さ	點
0m01	5.4	0m05	27.0	0m08	43.2
0.02	10.8	0.06	32.4	0.09	48.6
0.03	16.2	0.07	37.8	0.10	54.0
0.04	21.6				

No 9. 一槍 投

距離	點	距離	點	距離	點
61m00	1000.00	48m50	656.25	36m50	326.25
60.50	986.25	48.00	642.50	36.00	312.50
60.00	972.50	47.50	628.75	35.50	298.75
59.50	958.75	47.00	615.00	35.00	285.00
59.00	945.00	46.50	601.25	34.50	271.25
58.50	931.25	46.00	587.50	34.00	257.50
58.00	917.50	45.50	573.75	33.50	243.75
57.50	903.75	45.00	560.00	33.00	230.00
57.00	890.00	44.50	546.25	32.50	216.25
56.50	876.25	44.00	532.50	32.00	202.50
56.00	862.50	43.50	518.75	31.50	188.75
55.50	848.75	43.00	505.00	31.00	175.00
55.00	835.00	42.50	491.25	30.50	161.25
54.50	821.25	42.00	477.50	30.00	147.50
54.00	807.50	41.50	463.75	29.50	133.75
53.50	793.75	41.00	450.00	29.00	120.00
53.00	780.00	40.50	436.25	28.50	106.25
52.50	766.25	40.00	422.50	28.00	92.50
52.00	752.50	39.50	408.75	27.50	78.75
51.50	738.75	39.00	395.00	27.00	65.00
51.00	725.00	38.50	381.25	26.50	51.25
50.50	711.25	38.00	367.50	26.00	37.50
50.00	697.50	37.50	353.75	25.50	23.75
49.50	683.75	37.00	340.00	25.00	10.00
49.00	670.00				

1912年オリンピック記録 61米=1000點 一標=ツキ 0點275

距離	點	距離	點	距離	點
0m01	0.275	0m05	1.375	0m08	2.200
0.02	0.550	0.06	1.650	0.09	2.475
0.03	0.825	0.07	1.925	0.10	2.750
0.04	1.100				

女子競技規則

第一條 役員

追加——女子競技ニハ女醫ノ衛生係ヲ置ク事及特殊ナル種目ニ應ジテ多數ノ婦人ノ役員ヲ置クヲ可トス。

第十條 競歩審判員

除外——本條ヲ除外ス。

第十八條 服裝

競技者ハ黑色短袴ヲ着用スベシ。

第二十四條 日本記録

修正——女子競技ノ公認記録トシテ認メラル、種目左ノ如シ。

一、競走

五十米、百米、二百米、八百米、

二百米リレー(五十米宛四人) 四百米リレー(百米宛四人) 八百米リレー(二百

米宛四人)

八十米障礙競走(八障礙) 八十三米障礙(七障礙)

二、跳躍競技

走高跳、走幅跳、三段跳、立高跳、立幅跳。

三、投擲競技

槍投、圓盤投、砲丸投(三疋六二八)

第二十五條 使用器具

記録ヲ承認サル可キ競技會ニアリテハ本規則ニヨル正規ノ器具ヲ使用セザルベカラズ。

第二十八條 八十米障碍競走

修正——各走路ニ八個ノ障碍ヲ置ク、而シテ其ノ高サハ七六糎ニトシ、出發線ヨリ第一障碍迄ハ  
一二米、各障碍間ノ距離ハ八米、最後ノ障碍ヨリ決勝線マデハ十二米トス。

第二十九條 八十三米障碍競走

加入——各走路ニ七個ノ障碍ヲ置ク、其ノ高サハ七六糎ニシテ出發線ヨリ最初ノ障碍マデヲ一  
四米、障碍間ノ距離ヲ九米、最後ノ障碍ヨリ決勝線マデヲ一五米トス。(第五十四條参照)

第三十三條 斷郊競走

變更——三杆以上ノ距離ハ施行スル事ヲ得ズ、走路ハ適當ニ明示サレ、且ツ測定サレタルモノヲ  
ルベシ。而シテ出發線ト決勝線ハ競技場内ニ設クル事ヲ得。而シテ走路ハ少クトモ最初及  
ビ最後ノ八十米ヲ水平ニ作ル可シ。  
走路ハ百米ノ前方ヨリ明ラカニ見得ル標旗ニテ明示スベシ。

解説

女子に餘り長い距離の競走を課する事はよくないので斷郊競走も三千米以下とし、成可く高い垣  
根のある處や溝とか厚い茂のある様な困難な場所は避けた方がよい。

第三十六條 競歩

除外——本條ヲ除外ス。

第三十八條 走高跳

修正——最初ノ高サヲ一米トス。

第三十九條 立高跳

修正——最初ノ高サヲ八十糎トス。

第四十三條 棒高跳

除外——本條ヲ除外ス。

第四十四條 投擲一般規則

追加——兩手ヲ用フル場合ハ先ヅ右手ニテ三回ノ試技ヲ行ヒ、然ル後左手ニテ更ニ三回ノ試技ヲ

行フモノトス。而シテ左右各最高ノ成績ヲ合セタルモノヲ以テ全距離トス。

第四十七條 重錘投

第四十八條 鐵槌投

除外——前二條ヲ除ク。

第五十條 五種競技

第五十一條 十種競技

第五十二條 綱引

除外——以上三條ヲ除ク。

第五十四條 障礙

修正——寸法 高サハ七六纏ニ、棒ノ幅ハ一二ニ、臺木ノ長サ五〇纏、全重量ハ七五斤タルベシ。

第六十條 槍

變更——構造 銳キ金屬製ノ穂先ヲ有スル木製ノモノニシテ穂先ヨリ重心迄ノ距離ハ九五纏ヲ

出デザルベク又八十纏以下ナラザルベカラズ。

把握 重心ノ邊リニ幅一五纏ノ把握ヲ作ル、之ハ鞭繩タルベシ。

革紐ヲ用キズ又刻ミ目等モ入ルベカラズ又上述以外ノ如何ナル細工モ中央部ニナス事ヲ得

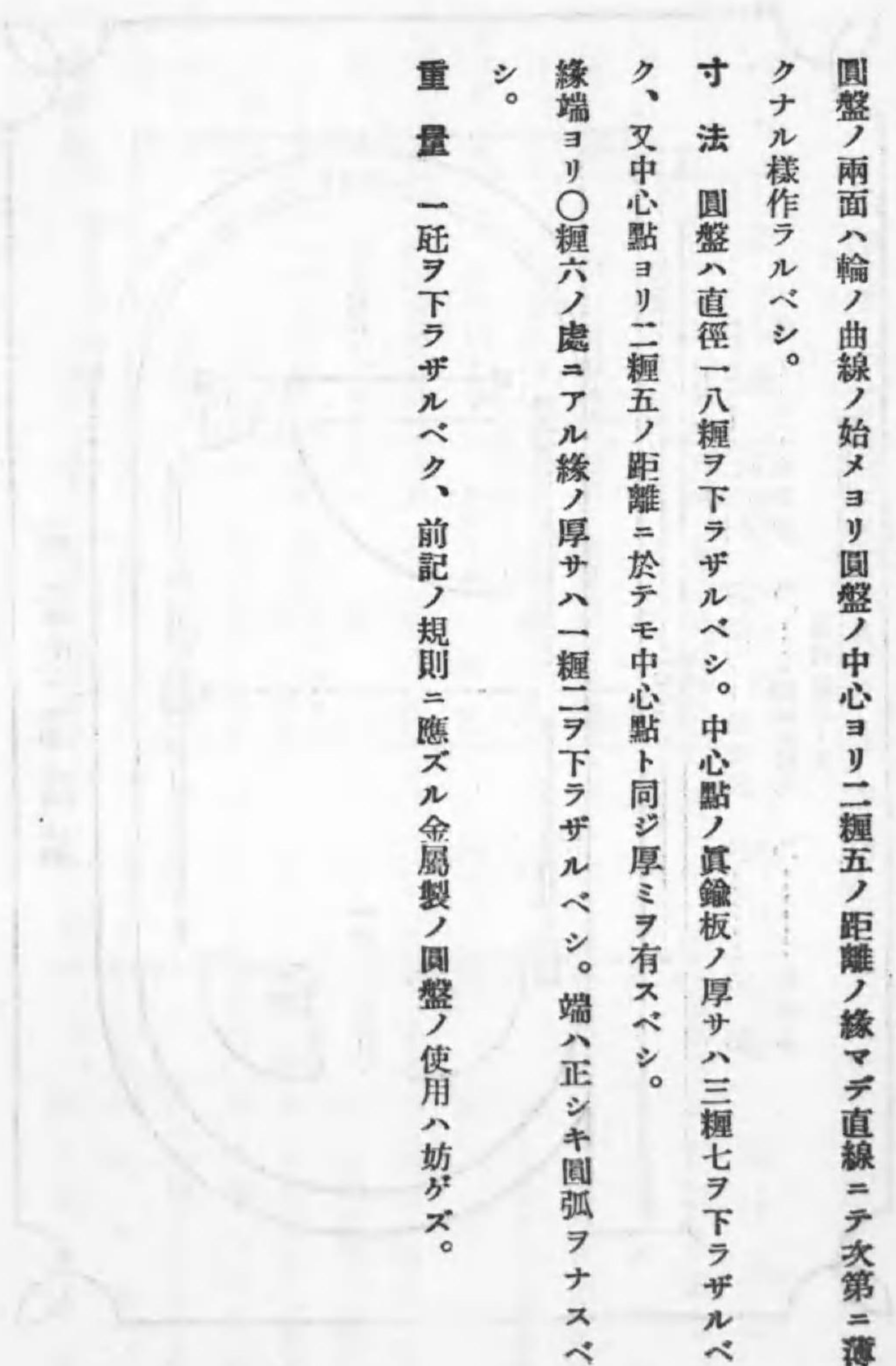
ズ、尙握リノ圓周ト柄ノ圓周トノ差ハ何レノ部分ニテモ二纏五ヲ超ユベカラズ。  
寸法 長サ二二〇纏ヲ下ラザルベシ。  
重量 六〇〇瓦ヲ下ラザルベシ。

第六十三條 砲丸

變更—構造 鐵或ハ眞鍮ノ外殼ニ鉛ヲ詰メタル球體ナルベシ。  
重量 三斤六二八ヲ下ラザルベシ。

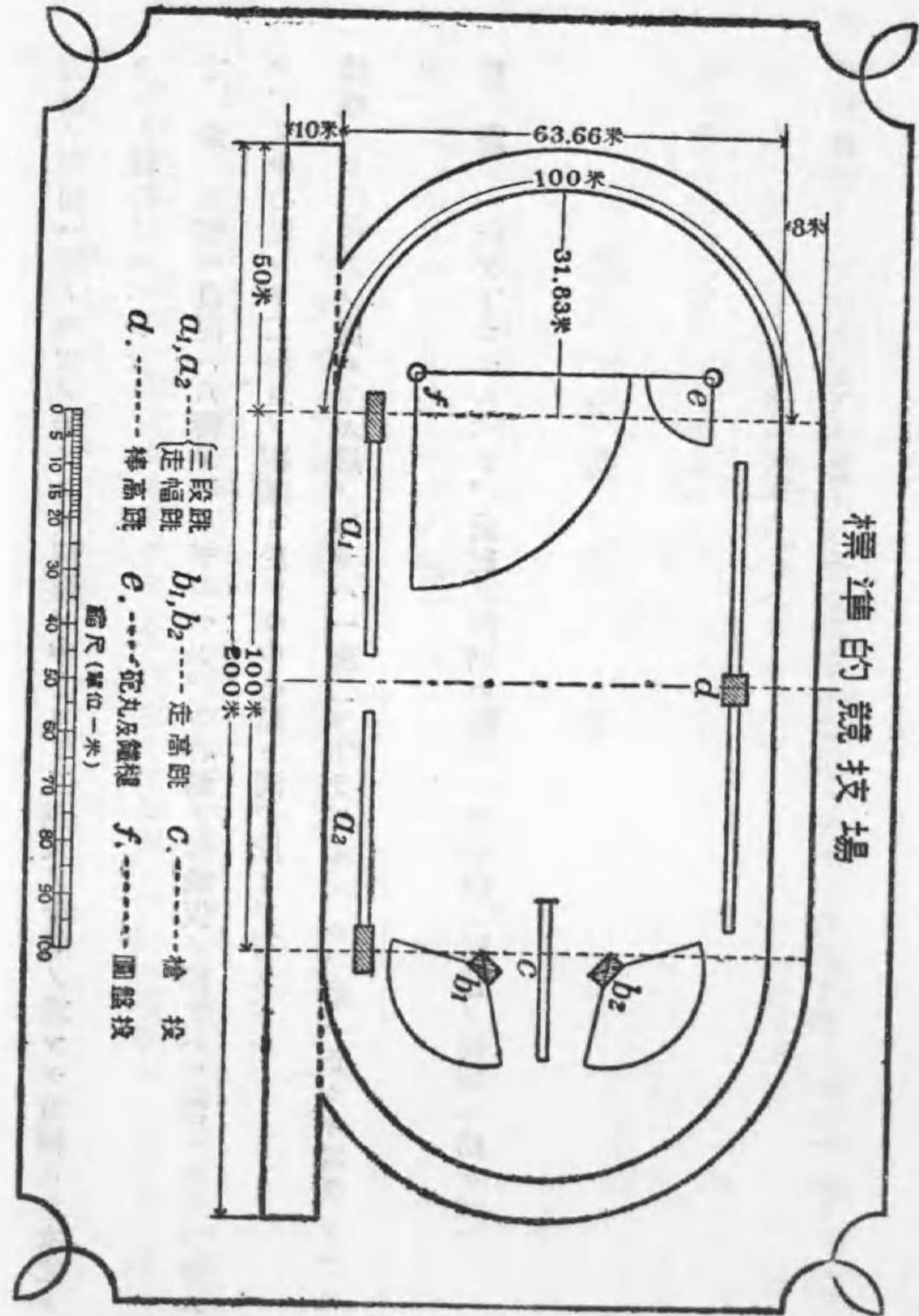
第六十四條 圓盤

變更—構造 滑ラカナル金屬ノ輪ヲ木部ニ嚴重ニ固着セシメ木部ノ兩側圓ノ中心部ニ眞鍮ノ平板ヲ裝置シテ圓盤ノ重量ヲ正確ナラシム。而シテ眞鍮ノ平板ハ圓形ニシテ直徑五纏ヲ下ラザルベク五纏七ヲ出デザルベシ圓盤ノ兩面ハ相似形ヲナシ刻目其他突起等アルベカラズ。



圓盤ノ兩面ハ輪ノ曲線ノ始メヨリ圓盤ノ中心ヨリ二纏五ノ距離ノ縁マデ直線ニテ次第ニ薄クナル様作ラルベシ。  
寸法 圓盤ハ直徑一八纏ヲ下ラザルベシ。中心點ノ眞鍮板ノ厚サハ三纏七ヲ下ラザルベク、又中心點ヨリ二纏五ノ距離ニ於テモ中心點ト同ジ厚ミヲ有スベシ。  
縁端ヨリ〇纏六ノ處ニアル縁ノ厚サハ一纏二ヲ下ラザルベシ。端ハ正シキ圓弧ヲナスベシ。  
重量 一斤ヲ下ラザルベク、前記ノ規則ニ應ズル金屬製ノ圓盤ノ使用ハ妨ガズ。





公認陸上競技日本記録

(昭和四年一月全日本陸上競技聯盟發表)

種目	記録	姓名及所屬	年月日	競技場	競技會名
二百米	一〇秒七	相澤 巖夫(京都帝大)	二・一〇・九	大阪市立	神宮近畿豫選會
四百米	二二秒六	納戸 德重(東京高師)	三・五・二〇	同	全日本選手權
八百米	五〇秒二	桑田 行芳(關東)	一四・一・二三	神宮外苑	第十二回全日本選手權
一千五百米	一分五八秒六	土屋甲子藏(同)	二・八・七	同	第十四回全日本選手權
五千	四分〇七秒〇	永谷 壽一(滿洲)	同	同	同
一萬	一五分四〇秒六	關東(關東)	一五・一・三	同	第三回神宮體育大會
マラソン	三二分一〇秒八	金栗 四三(東京女師)	一四・四・一九	同	第七回極東第二豫選會
百十米障礙	二時三六分一〇秒〇	義雄(慶大)	一三・四・二三	駒場調布	第八回萬國第二豫選會
二百米障礙	一五秒三	行雄(東京高師)	二・二〇・九	神宮外苑	關東學生選手權
同	二四秒三	幹雄(早大)	一五・一・一四	同	第七回關東學生選手權
同	二五秒〇	行雄(東京高師)	三・六・九	神宮外苑	早大對慶大
四百米障礙	五七秒〇	福井 行雄(東京高師)	二・一〇・一七	同	神宮關東豫選

種目	記録	姓名及所屬	年月日	競技場	競技會名
走 高 跳	一米九二	織田 幹雄(早大)	二・六・二七	學習院	一高對抗競技會
走 巾 跳	七米三八	同	三・五・二六	神宮外苑	日本學生選手權
走 高 跳	三米九一	中澤米太郎(東京師範)	三・五・二〇	大阪市立	全日本選手權
走 三 段 跳	一五米四一	織田 幹雄(早大)	同	同	同
砲 丸 投	一三米三九	溝川 末吉(五十三人會)	二・一〇・九	同	同
砲 丸 投	一五米四三	同	二・一・一	神宮外苑	神宮近畿豫選
砲 丸 投	四一米二二	沖田 芳夫(早大)	二・四・二四	同	同
砲 丸 投	六二米八一	住吉 耕作(日本)	三・八・一四	巴里	國際學生對抗
砲 丸 投	四五米二七	沖田 芳夫(關東)	三・五・一九	大阪市立	第十五回全日本選手權
五種競技	三四二〇、六六七五	齊 辰雄(教員)	二・六・二二	名古屋	東海陸上選手權
五種競技	六九四九、一八二五	同	三・四・一五	大阪市立	近畿豫選
四百米リレー	四三秒二	早大チーム、大澤重憲、山口直三、南部忠平、井沼清七	三・五・二七	大阪市立	日本學生選手權
八百米リレー	一分二九秒二	日本チーム、小川良三、田中周司、松重秀雄、納戸徳重	三・九・二三	大連	日佛對抗競技

女子之部

種目	記録	姓名及所屬	年月日	競技場	競技會名
五 十 米	六秒四	人見 絹枝(近畿)	二・一・三	神宮外苑	第四回神宮競技會
百 米	一二秒二	同	三・五・二〇	大阪市立	全日本選手權
二 百 米	二八秒二	本城 ハツ(二條高女)	三・五・二〇	同	同
八 百 米	三分〇四秒二	松阪 トク(ボブラ)	三・四・二九	神宮外苑	關東選手權
走 巾 跳	五米九八	人見 絹枝(大毎)	三・五・二〇	大阪市立	全日本選手權
走 高 跳	一米四四	濱崎 千代(二條高女)	三・一〇・一四	大阪市立	大阪體協選手權
三 段 跳	一一米一六	橋本 靜子(近畿)	一五・一・二	神宮外苑	第三回神宮競技會
砲 丸 投	九米九七	人見 絹枝(女子體操門)	一五・五・一	同	同
砲 丸 投	一九米五七	長岡高女チーム、白井喜代、酒井こた	三・五・二〇	大阪市立	全日本選手權
二百米リレー	二五秒八	徳刈ミヨシ、高畑セツ	一五・一・二	神宮外苑	第三回神宮競技會

千六百米リレー

三分二五秒八  
日本チーム、小川良三、田中周司、松重秀雄、納戸徳重  
マニラ、フイルド  
第七回極東選手權

種目	記録	姓名及所屬	年月日	競技場	競技會名
△四百米リレー	五三秒二	W.S.C. 橋本静子、堀千代子、本城ハツ子、人見絹枝	三・五・二〇	大阪市立	全日本選手権
八百米リレー	一分五七秒八	淀ノ山静子、堀千代子、北箸婦美、松翁俊子	二・五・二一	大野	第四回日本女子オリンピックピク

注意 △印ハ昭和三年度ニツクテラレタル新記録

公認世界陸上競技記録

(國際陸上競技聯盟發表一九二八年八月現在)

種目	記録	保持者	國籍	時日	場所
●競走					
百 米	一〇秒四	ペドック Paddock, Charles	米	二三—四—一九二一	紐育
二百 米	二〇秒六	ロック Locke, Roland	米	一一—五—一九二六	リンコロン(米)
三百 米	三三秒二	ペドック Paddock, Charles	米	二三—四—一九二一	レッドランド(米)
四百 米	四七秒四	メリディン Meredith, Jh. E.	米	二七—一〇—一九一六	ケンブリッジ(米)
五百 米	一分〇三秒六	ペルツァー Pelzer, Otto	獨	六—六—一九二六	ブタベスト
八百 米	一分五〇秒六	マルタン Martin, Seraphin	佛	一四—七—一九二八	巴里
一千 米	二分二五秒八	ペルツァー Pelzer, Otto	獨	一八—九—一九二七	巴里
千五百 米	五分五一秒〇	ペルツァー Pelzer, Otto	獨	一一—九—一九二六	伯林
二千 米	五分二三秒四	ボリイ Borg, E.	芬	九—八—一九二七	ウイボリイ(芬)
三千 米	八分二〇秒四	ヌルミ Nurmi, Paavo	芬	一三—七—一九二六	ストツクホルム
五千 米	一四分二八秒二	ヌルミ Nurmi, Paavo	芬	一九—六—一九二四	ヘルシングフォース

積目	記録	保持者	国籍	時	日	場	所
一 萬米	三〇分〇六秒二	ヌルミ Nurmi, Paavo.	芬	三一	八一	一九二四	クオピオ(芬)
一 萬五千米	四七分一八秒六	ブアン Bouin, Jean	佛	六	七一	一九一三	ストツクホルム
二 萬米	一時〇六分二九秒〇	シヨウ Sipilä, V.	芬	一九	六一	一九二五	ストツクホルム
二 萬五千米	一時二五分二〇秒〇	コレヤイネン Kolehmainen, Tatu	芬	二二	六一	一九二二	タンメルフォルス(芬)
三 萬米	一時四六分一一秒六	ステンローズ Stenroos, Albin	芬	三一	八一	一九二四	ヴィプリ(芬)
一 時間	一九〇二二米	ブアン Bouin, Jean.	佛	六	六一	一九一三	ストツクホルム
二 時間	三三〇五六米	グリーン Green, H	英	一二	五一	一九一三	ロンドン
競歩							
三 千米	一二分五三秒八	ラスムッセン Rasmussen, G.	丁	七	七一	一九一八	コペンハーゲン
五 千米	二一分五九秒八	ラスムッセン Rasmussen, G.	丁	六	七一	一九二八	コペンハーゲン
一 萬米	四五分二六秒四	ラスムッセン Rasmussen, G.	丁	一八	八一	一九一八	コペンハーゲン
二 萬米	一時三七分四二秒二	パヴェシ Pavesi, D.	伊	二三	一〇	一九二七	ミラノ
百十米	一四秒六	アイトマン Weightman-Smith	南亞	三一	八一	一九二八	アムステルダム

積目	記録	保持者	国籍	時	日	場	所
二 百米	二三秒〇	ブルキン Brookins, C. R.	米	一七	五	一九二四	アイオワ(米)
四 百米	五二秒〇	テイラー Taylor, Morgan	米	四	七一	一九二八	費府
立巾跳	三米四七	エヴリー Evry, R. C.	米	二九	八一	一九〇四	セントルイス
立巾跳	七米八九	ハッバード Hubberd, De Hart	米	一三	六一	一九二五	シカゴ
走高跳	一米六七	キョーリン Gehrin, L.	米	一四	六一	一九一三	ニューヨーク
走高跳	二米〇三	オズボーン Osborn, Harold	米	二七	五一	一九二四	ニューヨーク
三段跳	一五米五二五	ウィンター Winter, A. W.	米	一二	七一	一九二四	パリ
棒高跳	四米二六	カール Carr, Sabin	米	二七	五一	一九二七	費府
● 投擲							
砲丸投	一五米八七	クック Kuck, John	米	二九	七一	一九二八	アムステルダム
砲丸投	二八米〇〇	ローズ Rose, R	米	二	六一	一九二二	オランダ
圓盤投	四八米二〇	ハウザー Houser, C.	米	三	四	一九二六	バロアルト(米)
圓盤投	九〇米一三	ニクランダー Niklander, E	芬	二〇	七一	一九一三	ヘルシンキ(芬)
槍手投	六九米八八	ペンチン Penttilä Eino	芬	八一	一〇	一九二七	ウイボリイ(芬)

目種	記録	保持者	国籍	時	日	場	所
● 両手	一一四米二八	ハンクナー Hackner.	瑞典	三〇	九一九一七	カールスコガ	(瑞)
● 鐵槌投	五七米七七	ライアン Ryan, P.	米	一七	八一八九一三	紐育	
● 重錘投	一二米三五	マクラク Mc Grath, M.	米	二三	九一九一一	モントリアル	
● 四百米	四一秒〇	Clark Hussey	米	一三	八一八九二七	バリ	
● 八百米	一分二五秒八	Leconey, Murchson House, Smith, H.	米	一四	五一八九二七	羅府	
● 千六百米	三分一四秒二	Borah, C.; Lewis, W. Baird, Spencer	米	五	八一八九二八	アムステルダム	
● 三千二百米	七分四一秒四	Aldeman, Burputi Martin, Sansone	米	六	七一八九二六	費府	
● 六千米	一六分一秒四	Weich, Hahn Koivunaho, Katz, Llewendahl, Nurmi.	芬	一七	七一八九二六	ウイボリイ(芬)	
● 十種競技	八〇五三點二九	イルヨル Yrjölä, Paavo.	芬	四	八一八九二八	アムステルダム	

索引

一般競技者	二〇	頁	二	行	七	條
復歸規定	二七		二		七	
異議	四		八		三	
一周遅れて並走する者	三		二		一	
ロツキングスタート	六		六		三	
ハードル 障碍の項を見よ	八					
走幅跳	六		八		四	
距離測定法	六		二		四	
踏切板	一〇		二		五	
砂場	七		四		四	
走高跳	七		八		六	
高さの計測	七		二		一	
無効試技	三		三		一	
反則出發	二		四		一	
番號票	三		五		三	
日本記録	四		六		二	
種目	四		三		一	
記録審査會	四		三		一	
公認申請手續	四		一		一	
公認される範圍	四		一		一	
二百米障碍	三		元			
砲丸	一〇		六		四	
砲丸投	八		三		六	
棒高跳	九		二		三	
棒	一〇		二		三	
棒を支へる事	八		二		三	
木箱	九		八		三	
支柱移動	八		七		三	
妨害	四		四		三	

棒高跳用	10三	三	五
豫選競技	10三	三	五
豫選の組方	10三	三	五
豫選競走間の時間	10三	三	五
通過者人員	10三	三	五
立幅跳	10三	三	五
立高跳	10三	三	五
踏切方法	10三	三	五
團體競走	10三	三	五
採點方法	10三	三	五
斷郊競走	10三	三	五
實施條件	10三	三	五
走路	10三	三	五
變更	10三	三	五
超走	10三	三	五
踏越した時	10三	三	五

總務員	10三	三	五
資格職務	10三	三	五
走圈	10三	三	五
追加試技	10三	三	五
綱引	10三	三	五
通告員	10三	三	五
資格、職務	10三	三	五
附添人及手當	10三	三	五
猫跳	10三	三	五
役員の數	10三	三	五
撰擇法	10三	三	五
槍	10三	三	五
槍投	10三	三	五
槍投踏切材	10三	三	五

幫助	10三	三	五
投擲競技	10三	三	五
一般規則	10三	三	五
競技場變更	10三	三	五
投擲用角度標示及標示權	10三	三	五
投擲用圈	10三	三	五
同成績者間の等級	10三	三	五
幅跳、投擲	10三	三	五
高跳	10三	三	五
團體競走	10三	三	五
競走	10三	三	五
跳擲記録員	10三	三	五
跳擲審判員	10三	三	五
資格、職務	10三	三	五
計測法	10三	三	五
跳擲競技	10三	三	五

一般規則	10三	三	五
高さの撰擇	10三	三	五
跳擲場の變更	10三	三	五
跳擲用横木	10三	三	五
横木止	10三	三	五
支柱	10三	三	五
リレーレース	10三	三	五
受渡區域と受渡法	10三	三	五
リレーレース用木管	10三	三	五
旅費支給上の注意	10三	三	五
監察員	10三	三	五
資格職務	10三	三	五
横木	10三	三	五
横木止	10三	三	五
高跳用	10三	三	五

手當	電氣計時法	アマチュア	足留材	雜種競技	參加資格	三段跳	記録員	職務	記録保證書	記録承認願	記録審査會	規則明文になき疑	距離の單位	距離の測定
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
三	二	一〇	一〇七	三	三	六	八	九	四	四	四	四	六	六
二	八	九	六	七	八	三	一	一	一	一	一	一	六	六
三	二	六	六	五	五	三	四	四	四	四	四	二	二	二

競歩	定義	競歩審判員	資格、職務	反則者の處分法	競走	競走記録員	競技場	競技者の順序	競技者心得	偽名	金錢の偽の競技、指導	支柱の移動	時間の決定	障礙	障礙競走	障礙物
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
六	六	五	六	六	八	八	五	六	三	三	三	八	二〇	六	五	五
一	一	一	一	一	三	三	三	三	三	三	三	四	四	一	一	九
三	三	三	三	三	四	四	四	四	四	四	四	二	二	二	二	二

マラソン競走	飲食物の支給	距離と測定法	計測法、跳擲	走團	計時員	資格、職務	計時法	決勝審判員	資格、職務	審判の位置	審判の方法	決勝審判臺	決勝線	檢定	プロフェッショナル
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
三	三	六	六	六	七	八	八	三	三	三	四	一〇	三	九	二
三	三	七	二〇	二〇	二	四	四	一	二	二	三	九	三	六	二
三	三	七	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

不注意の過失	服裝	踏切板	抗議(競走)	公式器具明細	五種競技	五種競技及十種競技採點表	混成技記録員	混成競技	驛傳競走	圓盤	圓盤投	鐵鎗	鐵鎗投	鐵鎗用圓障
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
四	六	三	四	九	三	二	八	九	九	五	五	四	六	八
六	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

障礙物競走	.....	六
賞品についての注意	.....	二二
勝敗の決定	.....	二二
場内司令	.....	二二
使用器具	.....	二二
召集員	.....	二二
資格、職務	.....	二二
出發合圖員	.....	二二
資格、職務	.....	二二
反則	.....	二二
反則者の處分	.....	二二
用語	.....	二二
出發線上の位置	.....	二二
十種競技	.....	二二
採點法	.....	二二
周回記録員	.....	二二
重錘	.....	二二
重錘投	.....	二二
四百米障礙競走	.....	七
審判長	.....	二
資格、職務	.....	二
新聞記者係	.....	二
資格、職務	.....	二
女子競技規則	.....	二
百十米障礙競走	.....	七
申込方法(競技會)	.....	三
書式	.....	三
接觸	.....	七
專業競技者	.....	二
砂場	.....	二
スチールチェーズ	.....	二

發行所	製複許不	昭和四年五月十四日印刷 昭和四年五月十八日發行
〔東京市麹町區〕 〔大手町一ノ六〕 株式會社 三省堂	著者 發行兼印刷者	日本陸上競技規則解説 定價金六十錢
〔大阪市南區〕 〔船場通一ノ四一〕 株式會社 三省堂大阪支店 振替大阪八一三〇〇	印刷所 東京府荏原郡蒲田町 株式會社 三省堂印刷部	



時事新報運動部記者  
廣瀨謙三著

# 運動競技記録集

三六版・約一七〇頁 定價五十錢 送料四錢  
スポーツマンに捧げん!

内容は陸上競技・水泳・野球・テニス・ラグビー・ア式フット  
ボール・バスケットボール・バレーボール・スキー・スケート  
等近代スポーツ萬般に就いて、その發達の過程から、戦蹟  
及諸記録を年鑑的に編輯した。ポケットに入るその型、銀貨  
一枚で買へる安い定價。

三省堂發行

# 國際陸上競技規則



國際陸上競技聯盟編  
全日本陸上競技聯盟譯  
三六版(ポケット型) 定價三十錢 送料四錢

スポーツファン必備のもので發表以來賣行甚大! 陸上  
競技規則は昭和四年修正の規則によつた新版です。

三六版(ポケット型) 定價三十錢 送料四錢  
全日本陸上競技聯盟編

# 陸上競技規則 修正版

三省堂發行

●「ラグビーの精神を以て社會を指導せよ」と長くもわれ等のスポーツの宮秩父宮殿下は仰言られてゐる。  
 實際二三年來頗に普及して來たラグビーは最早競技する人のみの楽しみではないファンも共に楽しむべきスポーツである。

●本書は前・後編に章を分ち前編には前京大選手で現在日本で有数の審判者である著者が初心者とある試合をみながらフィルム式に試合の進行に従つて経過を説明しその都度適用される規則を引用して規則の解釋をしてゐる。これは断然類書中の新規軸でファンもプレイヤーも共に歓迎されるところであらう。



株式会社三省堂發行  
 定價八十錢 送料十六錢  
 一冊 至急!! 奥村竹之助著

後編には昭和三・四年度新競技規則を収めてあるから本書の見方の説明及引用規則はすべて新規則によつてゐる。これも本書のみの特色である。

# 三省堂のスポーツ叢書

新刊 水 泳

大毎記者 齋藤鏡洋著  
 カット・別丁豊富  
 定價一圓五十錢 送料八錢

近刊 スキー 麻生武治著

近刊 登山 松方義三郎著

三省堂發行  
 近刊 ラグビー 奥村竹之助著

見よ！スポーツ、スポーツ、スポーツ、スポーツ精神の躍動し、横溢せる現代社會相を!!  
 求めよ！スポーツ出版界に猛然スタートを切つた、新鮮・潑刺たる本叢書を!!  
 粒よりの著者をそろへて各四六版各三〇〇頁以上のスマートな叢書を!!!

323  
132

# 原色高山植物

本書一冊——高山の花に親しめ!!

著者は登山家である山を愛するひとりである——本書收むるところは悉く著者が技師を伴つて高山を攀ちあらゆる危険を冒して高山植物の花咲ける實際を撮り、これを精巧極まる原色版に仕上げた實物寫眞帖で、發賣以來好評噴々。

敢へてひとしく山を愛する現代人の諸君の御愛覽を俟つ。新刊原色蝶類圖の姉妹篇といふべきもの。

著者 川山 武蔵高師教授 博士

頁六三解圖・葉八八眞寫・版六四  
本美牢堅る頗・頁二二引索

銀六料送地内 圓 二 價 定

終

The logo consists of the letters 'SSD' in a stylized, white, sans-serif font, enclosed within a white oval shape. The letters are slightly overlapping and have a clean, modern appearance.